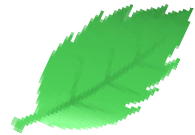




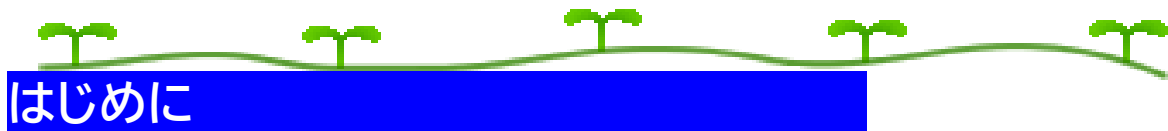
市町村（障がい者虐待防止センター）職員のための
障がい者虐待対応マニュアル



【令和 7 年 3 月 改訂版】

大阪府障がい者虐待対応ワーキングチーム

平成 28 年 3 月 作成



平成 24 年 10 月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が施行されましたが、施行後においても深刻な障がい者虐待の事案が発生していること及び関連制度の見直しを踏まえ、国では「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き」、「障害者福祉施設・事業所における障害者虐待の防止と対応の手引き」の各マニュアル（以下、国マニュアルと言う）を改訂しました。

大阪府では、法施行後、虐待通報件数及び認定件数が全国的にも多い状態が続いており、今後、一層の虐待防止に向けた取組みが求められています。

平成 25 年 3 月に市町村（障がい者虐待防止センター）職員に向け作成した「障がい者虐待初動期対応チェックリスト」は、初動期対応を中心に、対応時の心構え、具体的な事務手続き上の留意事項などを整理したものでしたが、虐待対応後の事案の振り返り（レビュー）、終結に至るまで一連の流れとポイントを整理すべきだと考え、府内 8 市及び関係機関によるワーキングにおいて内容を検討し、国マニュアルの改正点も踏まえ、「大阪府障がい者虐待対応マニュアル」として改訂しました。併せて、本マニュアルでは、障がい者福祉施設従事者等による虐待、使用者による虐待についての記載も拡充しています。

日々障がい者の虐待防止の最前線に立つ市町村（障がい者虐待防止センター）職員の方々が、このマニュアルを各々の現場でご活用いただき、障がい者虐待防止の推進にお役立ていただければ幸いです。

平成 28 年 3 月
大阪府障がい者虐待対応ワーキングチーム

< 凡例 >

法・・・・・・・・・・障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律
施行規則・・・・・・障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則

目 次

1. 障がい者虐待対応の基礎知識	3
2. 障がい者虐待の周知と発見について	
(1) 虐待防止等の周知徹底・啓発	8
(2) 相談業務からの発見	9
(3) 重篤な障がい者虐待事案の検証等の重要性	11
3. 障がい者虐待対応チェックポイント	
3-1. 養護者による障がい者虐待について	12
(1) 相談・通報・届出	13
(2) 初動対応会議	16
(3) 事実確認・訪問調査	17
(4) 立入調査	19
(5) 対応方針検討会議	20
(6) 支援の実施	24
Ⅰ 緊急介入が必要な場合	24
Ⅱ 介入（緊急介入以外の支援）が必要な場合	30
Ⅲ 見守り支援が必要な場合	34
(7) モニタリング（状況把握）	36
(8) 終結	37
3-2. 障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待について	38
(1) 相談・通報・届出	39
(2) 初動対応会議	41
(3) 事実確認・訪問調査	41
(4) 対応方針検討会議	45
(5) 都道府県への報告	45
(6) その後の対応について	45
3-3. 使用者による障がい者虐待について	47
(1) 相談・通報・届出	48
(2) 事実確認・訪問調査	50
(3) 労働相談票作成・都道府県への通知	52
(4) その後の対応について	53
3-4. レビュー会議について	55
3-5. 障がい者虐待対応専門職派遣事業について	57
4. 障がい者虐待対応様式マニュアル	58
<様式集>	
様式1	障がい者虐待ケース管理票【養護者】・【従事者用】
様式2	障がい者虐待（通報等）受付チェックシート ・ 初動対応会議
様式3	世帯状況シート
様式4	リスクアセスメントシート
様式5	対応方針検討会議記録シート（養護者用）・（従事者用）
様式6	モニタリングシート
様式7	立入調査報告書
様式8	障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待について（法第17条報告）
様式9	労働相談票（法第23条通知）
様式10	警察署長あて援助依頼書
様式11	子ども家庭センター所長あて情報提供依頼
様式12	障がい者虐待対応にかかる専門相談依頼書
様式13	患者情報提供依頼書
様式14	面会制限決定通知書
<参考リンク>	
①市町村における障がい者虐待の相談・対応窓口一覧	
https://www.pref.osaka.lg.jp/chiikiseikatsu/shogai-chiki/gyakutaibousihou1.html	
②大阪府及び府内市町村の指定指導担当部署連絡先一覧	
（障がい者） https://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshido/jiritu_top/r2syuudansidou.html	
（障がい児） https://www.pref.osaka.lg.jp/chiikiseikatsu/syougaijisien/r2jisyuudansidou.html	

1. 障がい者虐待対応の基礎知識

◆障害者虐待防止法における用語の定義

用 語	定 義
障がい者	障害者基本法第 2 条第 1 号に規定する「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と定義されています。障がい者手帳を取得していない人や、18 歳未満の人も含まれます。 【具体的な例】 ・身体障がい者手帳の交付を受けている者 ・療育手帳の交付を受けている者 ・判定機関によって知的障がいがあると判定された者 ・精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている者 ・統合失調症、そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）又はてんかんの診断を受けている者 ・発達障がいの診断を受けている者 ・高次脳機能障がいの診断を受けている者 ・難病に起因する障がいがある者 ・障がい年金を受給している者 など
障がい者虐待	障害者虐待防止法では障がい者虐待を以下の 3 類型に分けています。 ・養護者による障がい者虐待 ・障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待 ・使用者による障がい者虐待
養護者	「障害者を現に養護する者であって障害者福祉施設従事者等及び使用者以外のもの」と定義されています。身辺の世話や身体介助、金銭の管理などを行っている障がい者の家族、親族、知人等が該当すると考えられます。同居していなくても該当する場合があります。
障がい者福祉施設従事者等	障害者総合支援法等に規定する「障がい者福祉施設」又は「障がい福祉サービス事業等」に係る業務に従事する者と定義されています。具体的には、障がい者支援施設、居宅介護・就労移行支援・共同生活援助などの障がい福祉サービス事業、一般・特定相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センター、福祉ホーム、障がい児通所支援事業、障がい児相談支援事業などです。基準該当事業所に従事する者も該当します。
使用者	「障害者を雇用する事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者」と定義されています。派遣労働者による役務の提供を受ける事業主、船員職業安定法における船員派遣を受け入れる事業主も含まれます。ただし、国及び地方公共団体は含まれていません。 「使用者」とは、部長、課長等の形式にとらわれることなく、労働者の労務管理や指示命令を出す立場にある者を指します。

※定義に該当するか判断が難しい場合には、初期対応や事実確認調査を行い、状況を把握することが重要です。

◆養護者による障がい者虐待類型（例）

区分	具体的な例
身体的虐待	①暴力的行為で、痛みを与えたり、身体にあざや外傷を与える行為。 【具体的な例】 ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。やけど、打撲をさせる。 ・刃物や器物で外傷を与える。など ②本人に向けられた危険な行為や身体に何らかの影響を与える行為。 【具体的な例】 ・本人に向けて物を壊したり、投げつけたりする。 ・本人に向けて刃物を近づけたり、振り回したりする。など ③本人の利益にならない強制による行為によって痛みを与えたり、代替方法があるにもかかわらず障がい者を乱暴に取り扱う行為。 【具体的な例】 ・医学的判断に基づかない痛みを伴うようなりハビリを強要する。 ・移動させるときに無理に引きずる。無理やり食事や飲み物を口に入れる。など ④正当な理由のない身体拘束。 【具体的な例】 ・柱やいすやベッドに縛り付ける。医学的判断に基づかない投薬によって動きを抑制する。ミトンやつなぎ服を着せる。など ・外から鍵をかけて閉じ込める。中から鍵をかけて長時間家の中に入れない。など
性的虐待	○あらゆる形態の性的な行為又はその強要。 【具体的な例】 ・キス、性器等への接触、性交。 ・性的行為を強要する。 ・排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する。 ・排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下半身を裸にしたり、下着のまま放置する。 ・人前で排泄行為をさせる、おむつ交換をする。 ・性器を写真に撮る、スケッチをする。 ・わいせつな映像や写真を見せる。 ・自慰行為を見せる。など
心理的虐待	○脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって、精神的苦痛を与えること。 【具体的な例】 ・障がいに伴う言動などを嘲笑したり、それを人前で話すなどにより、障がい者に恥をかかせる（排泄の失敗、食べこぼしなど）。 ・怒鳴る、ののしる、悪口を言う。 ・侮辱を込めて、子どものように扱う。 ・人格をおとしめるような扱いをする。 ・話しかけているのに意図的に無視する。 ・排泄交換や片づけをしやすいという目的で、本人の尊厳を無視して、トイレに行けるのにおむつをあてたり、食事の全介助をする。 ・台所や洗濯機を使わせないなど、生活に必要な道具の使用を制限する。 ・家族や親族、友人等との団らんから排除する。など

放棄・放置	①意図的であるか、結果的であるかを問わず、介助や生活の世話を行っている者が、その提供を放棄又は放任し、障がい者の生活環境や、障がい者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。 【具体的な例】 ・入浴しておらず異臭がする。髪や爪が伸び放題だったり、皮膚や衣服、寝具が汚れている。排泄の介助がなされていない。 ・水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある。 ・室内にごみを放置する、掃除をしない、冷暖房を使わせないなど、劣悪な住環境の中で生活させる。など ②専門的診断や治療、ケアが必要にもかかわらず、障がい者が必要とする医療・障がい福祉サービスなどを、周囲が納得できる理由なく制限したり使わせない、放置する。 【具体的な例】 ・徘徊や病気の状態を放置する。 ・支援者が医療機関への受診や専門的ケアが必要と説明しているにもかかわらず、無視する。 ・本来は入院や治療が必要にもかかわらず、強引に病院や施設等から連れ帰る。 ・必要な障がい福祉サービスを利用させない、利用を制限する。など ③同居人等による障がい者虐待と同様の行為を放置する。
経済的虐待	○本人の同意（表面上は同意しているように見えても、本心からの同意かどうかを見極める必要がある。以下同様）なしに財産や金銭を使用したり、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。 【具体的な例】 ・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。 ・本人所有の不動産等の財産を本人に無断で売却する。 ・年金や賃金を管理して渡さない。 ・年金や預貯金を無断で使用する。 ・本人の財産を無断で運用する。など

（参考）

「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き」平成 27 年 3 月 発行
令和 6 年 7 月改訂 厚生労働省

※施設従事者等による虐待及び使用者による虐待についての具体的な例は国マニュアル P10～P16 を参照

【身体拘束について】

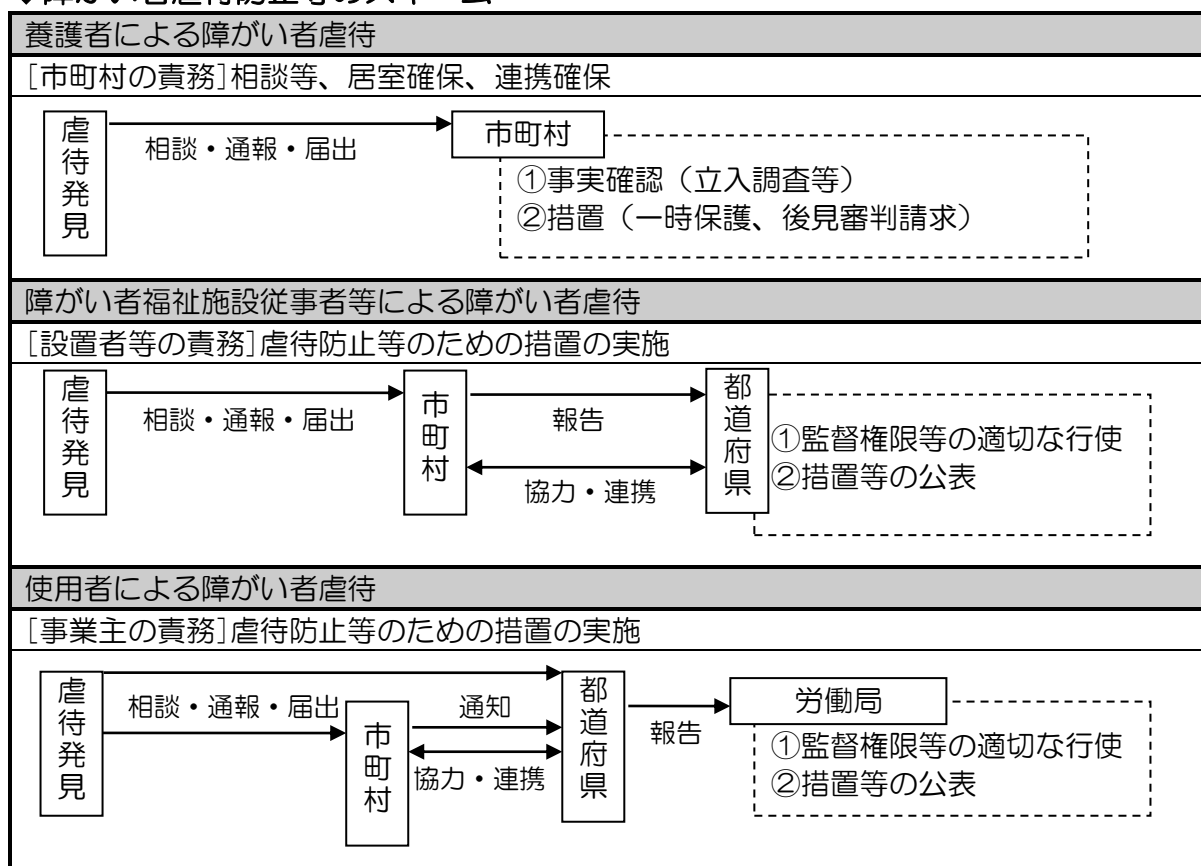
障害者虐待防止法では、「正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」は身体的虐待とされています。身体拘束・行動制限が日常化すると、そのことがきっかけとなって障がい者に対する身体的虐待や心理的虐待に至ってしまう危険があります。身体拘束は、行動障がいのある障がい者への支援技術が十分でないことが原因の場合が多いので、やむを得ず身体拘束をする場合であっても、その必要性を慎重に判断するとともに、その範囲は最小限にしなければなりません。また、判断に当たっては適切な手続きを踏むとともに、身体拘束の解消に向けての道筋を明確にする必要があります。（身体拘束の判断、P42 掲載）

◆身体拘束とは

- ① 車いすやベッドなどに縛り付ける。（※）
- ② 手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付ける。
- ③ 行動を制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ④ 支援者が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限する。
- ⑤ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑥ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

（※）肢体不自由、特に体幹機能障がいがある利用者が、残存能力を活かせるよう、安定した着座姿勢を保持するためには、理学療法士等のリハビリテーション専門職や介護職員が連携し、安全性かつ機能性を高める様々な工夫が欠かせません。この姿勢保持に対する工夫の結果として、ベルト類を装着して身体を固定する行為は支援には必要なものであり、身体拘束にあたらないといえます。（国マニュアル P130）

◆障がい者虐待防止等のスキーム



◆障がい者虐待における虐待防止法制の対象範囲

年齢	所在 場所	在宅 (養護者・保護者) ※ 1	福祉施設等					企業	学校 病院 保育所 ※ 5	
			障害者総合支援法		介護保 険法等	児童福祉法				
			障がい福 祉サービ ス事業所 (入所 系、日中 系、訪問 系、GH 等含む)	相談支援 事業所 (特定・ 一般)	高齢者 施設	障がい児 通所支援 事業所	障がい児 入所 施設等 ※ 3			障がい児 相談支援 事業所
18 歳未満	児童虐待 防止法 ・被虐待者 支援(府・ 政令市) ※2	障害者虐 待防止法 ・適切な権 限行使 (府 ・ 市 町 村)	障害者虐 待防止法 ・適切な権 限行使 (府 ・ 市 町 村)	—	障害者 虐 待防止法 (省令) ・適切な権 限行使 (府 ・ 市 町村)	児童福祉 法 ・適切な権 限行使 (府 ・ 政 令市) ※4	障害者 虐 待防止法 (省令) ・適切な権 限行使 (市町村)	障害者 虐待防 止法 ・適切な 権限行 使(大阪 労働局)	障害者 虐待防 止法 ・間接的 防止 措置 (施設 長・管理 者)	
18 歳以上 65 歳未満	障害者虐 待防止法 ・被虐待者 支援 (市町村)			—	【放課後等デ ィは 20 歳まで】	【20 歳まで】				
				【特定疾病 40 歳以上】	—	—				
65 歳以上	障害者虐 待防止法 高齢者虐 待防止法 ・被虐待者 支援 (市町村)		高齢者虐 待防止法 ・適切な権 限行使 (府 ・ 市 町 村)	—	—					

- ※1 被虐待者が配偶者から暴力を受けている場合は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の対象にもなります。
- ※2 養護者への支援は 被虐待者が18歳未満の場合でも障害者虐待防止法を適用します。併せて児童虐待防止法による指導の対象ともなります。
- ※3 小規模住居型児童養育事業、里親（同居人含む）、乳児院、児童養護施設、障がい児入所施設（福祉型障がい児入所施設・医療型障がい児入所施設）、児童心理治療施設、児童自立支援施設、指定発達支援医療機関等（児童福祉法第33条の10）
- ※4 児者一体で運営されている施設においては、児童福祉法に基づく給付を受けている場合は児童福祉法、障害者総合支援法に基づく給付を受けている場合は障害者虐待防止法の対象になります。
- ※5 令和4年12月の精神保健福祉法改正により、令和6年4月以降、精神科病院については精神保健福祉法の対象となります。

2. 障がい者虐待の周知と発見について

（１）虐待防止等の周知徹底・啓発

障害者虐待防止法では、国及び地方公共団体の責務として虐待を受けた障がい者の保護・自立の支援及び養護者に対する支援のため、通報義務や救済制度に関する広報・啓発を定めています。

また、保健・医療・福祉等関係者は、障がい者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障がい者虐待の早期発見に努めるとともに啓発活動に協力しなければならないとされており、以下の関係者が規定されています。

・障がい者福祉施設、学校、医療機関、保健所、障がい者福祉関係団体、障がい者福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士、使用者 等

（参考）法第4条第3項

国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援に資するため、障害者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

《ポイント》

- ☐ 市町村（障がい者虐待防止センター）が通報・届出・相談窓口であることを明確にしておきます。虐待の相談・通報の窓口であることが分かるような名称にします。

（参考）法第40条（一部改編）周知

市町村・・・は、市町村障害者虐待防止センター・・・としての機能を果たす部局又は施設及び市町村障害者虐待対応協力者・・・の名称を明示すること等により、当該部局又は施設及び市町村障害者虐待対応協力者・・・を周知させなければならない。

- ☐ 平日の日中だけでなく、土日等の休日や夜間対応窓口についても周知しておきます。

障がい者虐待への対応は、問題が深刻化する前に早期に発見し支援を開始することが重要です。このため、まずは通報義務を周知していくことが必要ですが、保健・医療・福祉・労働等の関係者だけでなく、それ以外の一般住民が虐待問題に対する意識を高く持つ必要があり、地域組織との協力連携・ネットワークの構築などによって、虐待を早期に発見し対応できる仕組みを整えることが必要です。

また、虐待は被虐待者の尊厳を著しく傷つけるものであることから、虐待が発生してからの対応よりも虐待を未然に防止することが最も重要です。障害者虐待防止法の周知のほか、権利擁護についての啓発、障がいに関する正しい理解の普及を図るなど虐待を未然に防ぐための積極的なアプローチが必要です。

（２）相談業務からの発見

障がい特性等により自己の被虐待行為を強く訴えてくる相談や、被害妄想などにより被害感を訴える相談、または起こっている虐待の内容のほんの一部しか伝わっていない場合が考えられます。どれだけ正確な情報を得ることができるかが問われることとなります。

また、通報や届出の場合は通報者等が虐待という認識のうえで話をしますが、相談の場合は虐待との認識がなく話すことも多く、対応する職員の虐待に気づく視点を養うことや、担当者以外の職員が相談を聴くこともあるので注意が必要です。

《ポイント》

- ☐ 日ごろから信頼関係を形成し、相談しやすい環境・関係作りに努めることが大切です。
- ☐ あらゆる相談の場面で障がい者虐待のリスクを常に意識し、適切にアセスメントすることが大切です。
- ☐ 相談場面では、本人や家族の言葉だけに頼らず、態度や事実を客観的にとらえることが大切です。
- ☐ 虐待に該当しない事案でも、リスクが高いと思われる相談ケースについては、的確な記録を残し、後で参照できる状態にしておくことが必要です。

障がい者の中には、生活に関する能力や意欲が低下し自分で身の回りのことができないために、客観的にみると本人の人権が侵害されている事例があります。これをセルフネグレクト（自己放任）といいます。セルフネグレクトについては、障害者虐待防止法に明確な規定がありませんが、このようなサインが認められれば支援が必要な状態である可能性が高く、相談支援事業所等の関係機関と連携して対応をする必要があります。

親に知的障がいがある家庭や、病気や介護疲れなどから結果的に家庭で身の回りのことができていない状態に陥っていることがあります。このようなサインがあれば相談支援事業所等の関係機関と連携して対応する必要があります。

本人の想いに寄り添うあまり、虐待の芽を見逃してはいけません。相談支援の内容が権利侵害になっていないか常に留意しておくことが必要です。

◆障がい者虐待以外の通報・届出への対応

障害者虐待防止法では、養護者、障がい者福祉施設従事者等、使用者による障がい者虐待に通報義務が定められていますが、法第 3 条に定める「何人も障害者を虐待してはならない」の主旨に立ち返れば、それ以外の者から行われた障がい者に対する虐待を発見した人から、任意の虐待通報が行われる場合が考えられます。例えば、学校、保育所等、医療機関を利用する障がい者が虐待にあった場合や、養護者以外に第三者が障がい者に対して虐待を行った場合、公共交通機関等で移動中の障がい者に対して虐待が行われている現場を目撃したという通報などが想定されます。

そのような場合、通報義務のある障がい者虐待に該当しないことを理由に受け付けないという対応は当然するべきではなく、通報・届出の内容を聞き取り、学校、保育所等、医療機関、公共交通機関等で起きた虐待事案に対応すべき機関に連絡し、確実に引き継ぐことが求められます。このような通報に備えて、市町村では、それらを所管する市町村、都道府県、警察の担当部署などを事前に確認し、実際に通報があった場合の対応や連絡、引き継ぎ方法を確立しておく必要があります。（国マニュアル P32 参照）

【障がい者虐待発見チェックリストの例】

虐待をしていても本人にはその自覚のない場合や、虐待されていても自らSOSを訴えない場合がよくありますので、小さな兆候を見逃さないことが大切です。虐待が疑われる場合の「サイン」として、以下のものがあります。複数の項目に当てはまる場合は疑いがそれだけ濃いと判断できます。ただし、これらはあくまで例示ですので、この他にも様々な「サイン」があることを認識しておいてください。

<身体的虐待のサイン>

チェック	サイン例
	身体に小さな傷が頻繁にみられる
	太ももの内側や上腕部の内側、背中などに傷やみみずばれがみられる
	回復状態がさまざまに違う傷、あざがある
	頭、顔、頭皮などに傷がある
	お尻、手のひら、背中などに火傷や火傷の跡がある
	急におびえたり、こわがったりする
	「こわい」「嫌だ」と施設や職場へ行きたがらない
	傷やあざの説明のつじつまが合わない
	手をあげると、頭をかばうような格好をする
	おびえた表情をよくする、急に不安がる、震える
	自分で頭をたたく、突然泣き出すことがよくある
	医師や保健、福祉の担当者に相談するのを躊躇する
	医師や保健、福祉の担当者に話す内容が変化し、つじつまが合わない

<性的虐待のサイン>

チェック	サイン例
	不自然な歩き方をする、座位を保つことが困難になる
	肛門や性器からの出血、傷がみられる
	性器の痛み、かゆみを訴える
	急におびえたり、こわがったりする
	周囲の人の体をさわるようになる
	卑猥な言葉を発するようになる
	ひと目を避けたがる、一人で部屋にいたがるようになる
	医師や保健、福祉の担当者に相談するのを躊躇する
	眠れない、不規則な睡眠、夢にうなされる
	性器を自分でよくいじるようになる
	生理がこない

<心理的虐待のサイン>

チェック	サイン例
	かきむしり、かみつきなど、攻撃的な態度がみられる
	不規則な睡眠、夢にうなされる、眠ることへの恐怖、過度の睡眠などがみられる
	身体を萎縮させる
	おびえる、わめく、泣く、叫ぶなどパニック症状を起こす
	食欲の変化が激しい、摂食障がい（過食、拒食）がみられる
	自傷行為がみられる
	無力感、あきらめ、なげやりな様子になる、顔の表情がなくなる
	体重が不自然に増えたり、減ったりする

<放棄・放置のサイン>

チェック	サイン 例
	身体から異臭、汚れがひどい髪、爪が伸びて汚い、皮膚の潰瘍
	部屋から異臭がする、極度に乱雑、ベタベタした感じ、ゴミを放置している
	ずっと同じ服を着ている、汚れたままのシーツ、濡れたままの下着
	体重が増えない、お菓子しか食べていない、よそではガツガツ食べる
	過度に空腹を訴える、栄養失調が見て取れる
	病気やけがをしても家族が受診を拒否、受診を勧めても行った気配がない
	事業所や職場、学校に出てこない
	支援者に会いたがらない、話したがらない

<経済的虐待のサイン>

チェック	サイン 例
	働いて賃金を得ているのに貧しい身なりでお金を使っている様子がみられない
	日常生活に必要な金銭を渡されていない
	年金や賃金がどう管理されているのか本人が知らない
	サービスの利用料や生活費の支払いができない
	資産の保有状況と生活状況との落差が激しい
	親が本人の年金を管理し遊興費や生活費に使っているように思える

<セルフネグレクトのサイン>※

チェック	サイン 例
	単身生活の人が、痩せて食事をしていないようであったり、身体や衣類の清潔が保たれていない
	昼間でも雨戸が閉まっている
	窓ガラスが割れたまま放置されている
	電気、ガス、水道、電話が止められていたり、家賃の支払いが滞っている
	ゴミが部屋の中や家屋の周囲に散乱している、部屋から異臭がする
	郵便物がたまったまま放置されている
	野良猫のたまり場になっている
	近所の人や行政が相談に乗ろうとしても「いいよ、いいよ」「放っておいてほしい」と頑なに遠慮したり拒否し、あきらめの態度がみられる

※セルフネグレクトは障害者虐待防止法に明確な規定はないが、支援が必要な状態である可能性が高い。

(参考)「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き」平成27年3月発行
令和2年10月改訂 厚生労働省

(3) 重篤な障がい者虐待事案の検証等の重要性

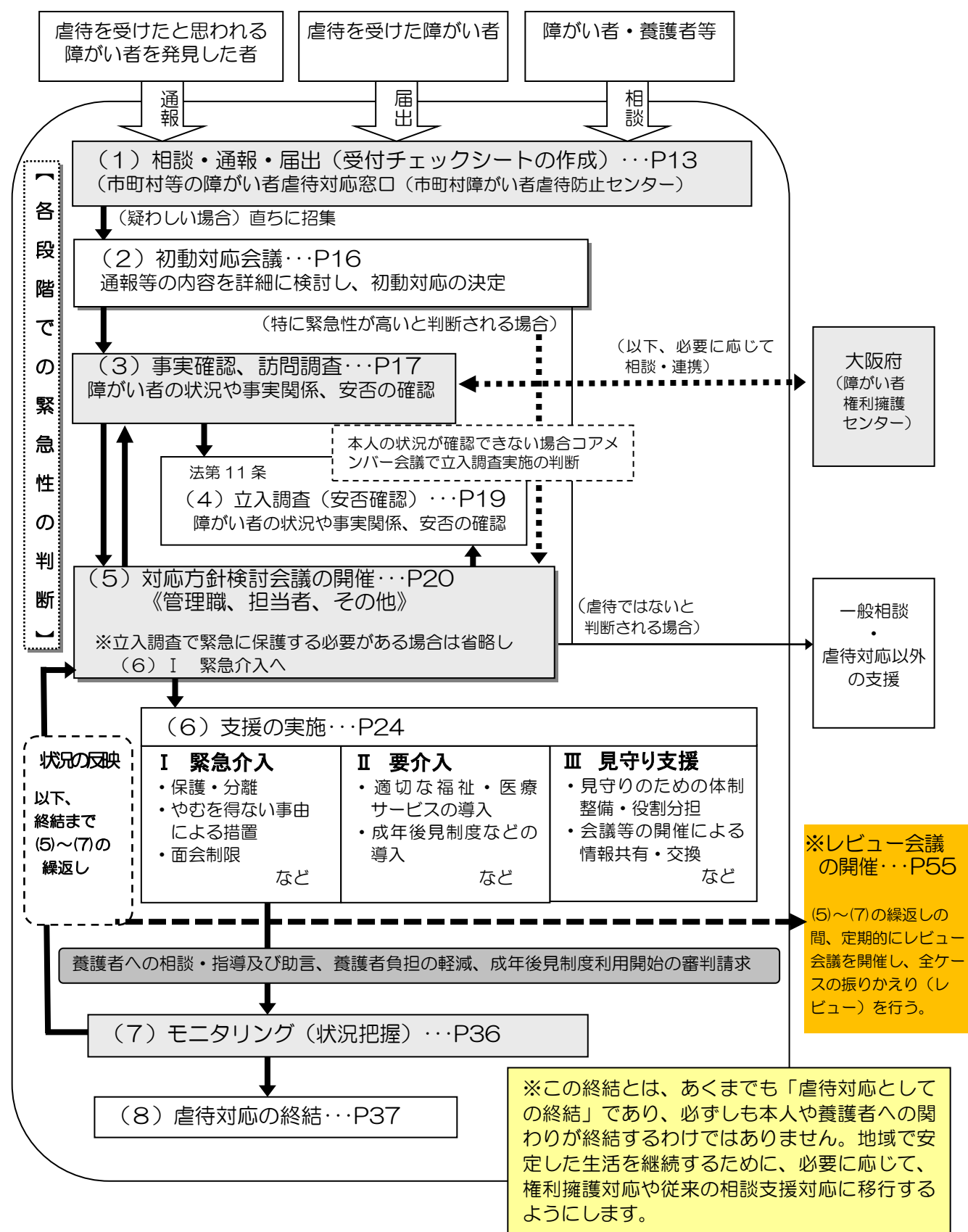
死亡や生命・身体等に重大な影響があった障がい者虐待事案が発生した場合は、事態が収束した後、できる限り速やかに、発生した障がい者虐待事案の分析・検証を実施し、問題点や課題等から必要な再発防止策を検討することが重要です。当該検証作業においては、検証の実施主体以外の関係機関(市町村、都道府県、障がい福祉サービス事業所等)が参加・協力することが求められます。具体的には、学識経験者や弁護士といった専門的な知見をもつ者や当事者団体の代表者といった外部の者(当該事例に直接関与した、ないし直接関与すべきであった組織の者以外の者)が参画した検証委員会の開催が考えられます。

検証結果の公表については被害に遭った本人や家族の心情、個人情報保護の観点から、十分に配慮した上で公表の可否を検討することが必要です。(国マニュアルP36参照)

3. 障がい者虐待対応チェックポイント

3-1. 養護者による障がい者虐待について

◆養護者による障がい者虐待対応の流れ（市町村）



(1) 相談・通報・届出

本人からの届出及び家族や親族、関係者等からの相談や通報は、障がい者虐待発見や緊急性の判断のための大きな情報です。

最初の対応を誤ると、障がい者虐待把握の機会を逸してしまったり、後の調査や介入が困難となってしまうこととなるので、慎重かつ丁寧に相手の訴えたい内容を引き出しながら対応する必要があります。

《ポイント》

- ☐ 「いつ、だれが、だれに、どこで、なにを、どのように、何回」と具体的な事項を聞き取り、障がい者虐待（通報等）受付チェックシート（様式 1）の内容に基づいて聞き取り記入します。
- ☐ 主観的（・・・だと私は思う）な意見と、客観的な事実（・・・だと確認できたこと）を明確に区別すること、またできる限り多くの客観的な事実を確認します。
- ☐ 落ち着いた柔らかな口調を心がけ、相談に至るまでの経過や心境の変化など、相談者（通報者）の思いを汲み取り、話を共感的に聴き傾聴に努めます。
- ☐ 確認するときは相手の言った言葉を繰り返すことにより確認するなど、相談者が安心して話せるようにします。
- ☐ 虐待という言葉を使わなくても、状態や相談内容により、虐待が推測される場合もあることに留意します。
- ☐ 普段相談を受けている相手（利用者・家族等）であっても、生活状況は日々変わっていることに留意します。
- ☐ 「通報者の秘密」は守られることを説明し、安心して話せるように伝えます。

（参考）法第8条、第18条、第25条（一部抜粋、改編）
市町村が・・・条第・・・項の規定による通報又は・・・条第・・・項に規定する届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

- ☐ 聞き取った個人情報の取扱には細心の注意を払います。
- ☐ 対応方針検討会議等において、相談者（通報者）を匿名で扱う必要があるか確認します。
- ☐ 虐待の判断は個人で行わず、必ず初動対応会議などにおいて管理職を含む複数の職員・組織体制で検討・対応します。
- ☐ 通報を受けた市町村と援護の実施市町村が異なる場合、速やかに援護の実施市町村に連絡を行います。ただし、緊急に安全確認が必要な場合には、通報を受けた市町村が安全確認を行いその後、援護の実施市町村に引き継ぎます。
- ☐ 援護の実施市町村がわからない場合は、通報を受けた市町村が事実確認等を行います。
- ☐ ただし、被虐待者が虐待者から逃げて他市町村にいる場合などは、事実確認の際に虐待者に被虐待者の逃げている先の市町村(居場所)が知られないよう十分留意して調査します。
- ☐ 通報者は被虐待者が障がい者であると思い通報、相談を行うケースがあります。本人面接時には、障害者虐待防止法の対象となるか留意し、対象にならない場合は適切な機関に引き継ぎます。
- ☐ 相談者（通報者）から対応の結果（状況）等の報告を求められたとしても、報告できない場合があることを伝える必要があります。通報者には守秘義務がないため報告は慎重にすることに留意します。
- ☐ 住民票の異動がなくても生活実態のある者に対しては、現に生活実態のある市町村が対応を行い、転居前の市町村連携を図りながら対応を行うことが基本です。

通報者に対する対応結果（状況）等の報告の是非については、その提供目的にもよりますが、当該通報者が今後も当該ケースを支援する立場にあり、情報提供を行うことが障がい者の安全確保等の観点から有益と判断される場合には、情報提供は可能であると解されます。ただし、その場合は個人情報の第三者提供（個人情報保護法第 23 条）に該当することになりますので、本人同意の原則との関係にも留意する必要があります。（参考：個人情報保護法第 18 条（利用目的による制限）、第 27 条（第三者提供の制限）また、市町村の個人情報保護条例の規定を確認しておきましょう。）

◆配偶者等からの暴力を受けている障がい者に関する通報について

障がいのある方が配偶者等からの暴力を受けている場合は、障害者虐待防止法上の「養護者による虐待」にあたるとともに、配偶者暴力防止法上の「配偶者からの暴力」にも該当します。

この場合、いずれかの法により対応策を講ずるというのではなく、2つの法律の枠組みの中で臨機応変に有効な手段をとることが望まれます。

配偶者暴力防止法では、被害者からの被害の訴えや意思に基づき、一時保護を行うなど暴力をふるう配偶者等から逃れさせ、あるいは逃れた被害者の安全を図ることに主眼がおかれています。そのため、被害者に保護の意思がなかったり、継続して相談を行わない場合は、同法による支援の対象にはならず、暴力をふるう配偶者等への対応に関する規定もありません。

被害者の障がい特性を加害者に理解してもらうことや、加害者である養護者の支援、被害者への障がい福祉サービス等での支援などは、障害者虐待防止法に基づく対応となります。

そのため、障がい者虐待担当部局とDV担当部局が相互に連携し対応することが必要です。

◆警察からの通報に対する対応について

警察庁では、平成 24 年 9 月 5 日に各都道府県警察に通達を発出し、警察が障害者虐待を認知した場合における適切な対応について示しています。その中で、各都道府県警察において、警察安全相談、障がい者を被害者とする事案等の捜査、保護の取扱い等各種警察活動に際し、障がい者虐待事案を認知した場合には、虐待行為者の種別を問わず、市町村に通報することとされています。

そのため、通報を受けた市町村においては、受理のみで済ますのではなく、速やかに初動対応会議を開催し、事実確認・訪問調査等を行い、組織として適切な対応を行う必要があります。被虐待者が手帳を所持しておらず、障がい福祉サービスを利用していないことのみをもって、障がい者虐待事案ではないと安易に判断することは避けなければなりません。

事実確認・訪問調査等を行った後、対応方針検討会議を開催し、確認した事実を基に虐待であるかどうかを組織的に判断し、虐待事案に対する当面の支援方針を検討します。その際、組織として虐待の判断に至った根拠を記録に残すことが必要です。

◆障がい者虐待対応レビューシートによる記録、管理について

「障がい者虐待対応レビューシート」は、市町村における虐待対応の進捗管理、事例の傾向把握、組織としての対応方法の振り返り（レビュー会議）を行い、虐待事案を網羅的に管理するためのツールです。

1 人の被虐待者について、市町村が相談・通報・届出を受理してから、事案の内容や対応状況について、エクセルの 1 段を使用し、横へ記載していくシート（台帳）になっています。

通報等を受理した後、担当のみで抱え込み事実確認や介入、モニタリング等の対応が遅延することのないよう、組織として虐待判断や緊急性の判断、対応の振り返り、評価を行うため、事案を台帳で一括管理できる「障がい者虐待対応レビューシート」をご活用下さい。

<参考>障がい者虐待対応レビューシート（記載要領）

（平成 27 年 6 月 市町村障がい者虐待要因分析ワーキング）

（令和 7 年 3 月改訂）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/chiikiseikatsu/shogai-chiki/gyakutaibousihou1.html>

・養護者：国調査集計用シート

虐待事案の基礎情報について、国調査の項目を網羅した内容で構成しており、通報や相談に関し、被虐待者、虐待者の状況、事実確認状況や虐待判断などについて記載できるようにしています。ほとんどの項目がプルダウンリストから選択して入力するようになっており、虐待事案について一覧で状況把握することができます。

・養護者：進捗管理用シート

こちらのシートでは、進捗管理に必要な項目で構成しており、通報受理から虐待判断、モニタリングの状況を一覧で管理し、定期的にレビュー会議を行うことによって、対応の遅れを防ぎ、虐待対応の終結を明確にします。

・施設従事者用シート、使用者用シート

虐待事案の基礎情報について国調査の項目を網羅した内容で構成しています。事実確認状況や、大阪府、労働局、関係市町村、関係機関等への必要な連携や報告ができているか記載することで進捗管理が容易になります。

(2) 初動対応会議

初動対応会議とは、相談・通報・届出を受けたときに、虐待（疑いを含む）の対応及び緊急対応の必要性の有無を組織的に判断する、初動対応の決定の場です。市町村障がい者虐待対応担当部局の管理職（又はそれに準ずる者）が会議に入り、市町村障がい者虐待防止センター職員（事務委託する場合は委託先担当職員を含む）等が出席します。相談・通報・届出を受理してから直ちに開催します。

初動対応会議において、通報内容等聞き取りによって緊急性の有無（生命、身体に重大な危険が生じるおそれ）の判断と、緊急性がある場合の対応（保護、立入調査、警察援助要請など）についての判断を行います。

《ポイント》

- ☐ 会議は管理職（又はそれに準ずる者）等を含む複数職員で行います。
- ☐ 相談や通報の情報及び関係者からの情報をもとに、受付チェックシート（様式1）、リスクアセスメントシート（様式4）を使用し、虐待（疑いを含む）に対する初期対応の決定及び緊急性の判断を行います。
- ☐ 会議の前には、相談時に未確認（またはわからなかった）の事項を確認し整理しておくとともに、市町村内部や関係部署でわかる情報については、情報を集めて世帯状況シート（様式3）に記入します。
- ☐ 事実確認調査が終われば、速やかに対応方針検討会議を開催します。

虐待の通報は昼間に入るとは限りません。連絡網の作成や関係部署・宿直室との連携、連絡先リストや緊急連絡電話を携帯しておくなど 24 時間対応を含めた体制を準備しておくことが必要です。また、誰が見てもわかるような対応フロー図を作成し、夜間に連絡が入った場合でも迅速に対応できるようにしておくことが望ましく、緊急度により管理職（又はそれに準ずる者）をはじめとする複数の職員を招集するかどうか等の基準を作成しておく必要があると考えられます。

【緊急性が高いと思われる状況（例）】

生命や身体の安全が危ぶまれるような状況が確認される、もしくは予測される	
☐	骨折、頭蓋内出血、重傷のやけど等の深刻な身体的外傷
☐	極端な栄養不良、脱水症状
☐	「うめき声が聞こえる」等の深刻な状況が予測される情報
☐	器物（刃物、食器等）を使った暴力の実施もしくは脅しがあり、エスカレートすると生命や身体の危険性が予測される
虐待者が同居している場合の性的虐待等、繰り返しの被害が予測される	
本人や家族の人格や精神状況に歪みを生じさせている、もしくはその恐れがある	
☐	虐待を理由として、本人の人格や精神状況に著しい歪みが生じている
☐	家族の間で虐待の連鎖が起こり始めている
☐	強い自殺念慮（「死にたい」等の発言）
虐待が恒常化しており、改善の見込みが立たない	
☐	虐待が恒常的に行われているが、虐待者の自覚や改善意欲が見られない
☐	虐待者の人格や生活態度の偏りや社会不適応行動が強く、介入そのものが困難であったり、改善が望めそうにない
障がい者本人が明確に保護を求めている	
☐	「何をするかわからない」「殺してしまうかもしれない」等の発言
☐	障がい者を保護して欲しいとの訴え
虐待者が援助者を拒否（または対立）し、分離をしなければ保護が図れないとき	
☐	医療が必要であるのに、医師の介入を拒否するため、障がい者の生命が危ぶまれる場合
その他、過去の経験や情報から、現在の状態での援助は困難であると想定されるとき	

参考：「高齢者虐待対応チェックリスト」 平成 19 年 3 月 大阪府地域包括ワーキングチーム

(3) 事実確認・訪問調査

市町村は、障がい者虐待に関する相談・通報・届出がなされた場合、速やかにその内容に関する事実の確認を行う必要があります。

(参考) 法第9条第1項(一部抜粋、改編)

市町村は、・・・通報又は障害者からの養護者による障害者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該障害者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずる・・・

初動対応会議で検討された事項に基づき事前に分担していた役割について、実際に本人や関係者を訪問するなど、事実確認を行います。本人の安全確認を意識しながら、複数の情報をすり合わせるなど客観的かつ正確な事実の確認に努めます。

《ポイント》

- ☐ 通報内容に関する事実の確認を行います。虐待の有無の判断は、確認した事実をもとに対応方針検討会議(P20 参照)で決定します。
- ☐ 住民基本台帳や納税情報など、福祉関係部署以外からも広く市町村内外の情報を集めます。その後の調査を円滑に進めるため情報収集する機関等から養護者等に調査をしていることが漏れないよう留意します。

関係機関から収集する情報の例

- ・住民基本台帳(同居家族構成の把握)
- ・課税証明(納税情報の把握)
- ・戸籍謄本(家族の法的関係や転居歴等)
- ・生活保護受給の有無(詳しい生活歴の把握、窓口での様子等)
- ・相談支援専門員、利用している障がい福祉サービス事業所等
- ・子ども家庭センター(相談履歴や対応の有無)(様式11)
- ・DV担当からの情報(相談履歴や対応の有無、その時の状況や本人の様子など)
- ・医療機関からの情報(本人や家族の受診時の様子等)
- ・警察からの情報(過去に対応したことがあるかどうか)
- ・民生委員からの情報

- ☐ 家庭内の状況、本人の様子など関係者から広く情報を収集します。この際、障がい者虐待に関する個人情報については、個人情報保護法の第三者提供の制限(同法第27条)の例外規定に該当すると解釈できる旨を説明します。

(参考) 個人情報保護法第27条第1項第2号(一部抜粋、改編)

個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。・・・人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

- ☐ 即時に訪問調査する場合でも、同時にできる限り多くの関係機関から情報収集をしておきます。
- ☐ 本人や家族の状況及び通報等により把握した虐待状況を踏まえ、事実確認の方法を検討します。家庭訪問以外にも障がい福祉サービス事業所や市役所等に来所してもらい面接して事実確認する方法もありますが、事実確認をする相手の負担にならないよう配慮することが必要です。
- ☐ 本人と養護者は別々に聞き取るなど、安心して話ができるよう配慮します。
- ☐ 効率的に事実確認を行うため、事前に話を聞く役、記録をとる役など役割分担をしておきます。

- ☐ 必ず複数職員で対応します。訪問する場合は信頼関係を構築している人（相談支援専門員や障がい福祉サービス従事者など）と一緒に訪問することも検討します。
- ☐ 直接虐待を理由とした訪問だけでなく、日常支援の延長など自然な理由による訪問を検討し、その後の関係を良好に保てるよう留意します。
- ☐ 必要に応じて相談支援専門員、居宅介護従業者、主治医、民生委員、親交のある親族等への照会・同行依頼等を行います。また、本人や養護者が在宅又は不在の時間を確認し、時間を変えながら訪問を重ねるなどの工夫も必要です。
- ☐ 確認・調査を行う趣旨や担当職員の身分及び職務、守秘義務に関する説明を丁寧に説明します。
- ☐ 一方的に虐待者を悪者と決めつけず、先入観を持たないで対応します。
- ☐ 信頼関係を構築することも念頭におき、介護者の介護負担をねぎらいながら、問題を一緒に解決することを伝えながら情報収集に努めます。
- ☐ 相談受付時と同様、「いつ、だれが、だれに、どこで、なにを、どのように、何回」と具体的な事項を聞き取ります。
- ☐ 通報内容以外にも虐待の可能性がある場合があります。通報で得られた内容だけでなく、幅広く生活状況や虐待が生じた背景にも着目して聞き取ることが必要です。養護者（虐待者）以外の家族との関係や、またその影響を受けていないかなども確認します。
- ☐ 身体的虐待が明確な場合など、本人の了解を得たうえで確認事項の記録としてカメラやビデオにより画像として記録しておくことも大切です。
- ☐ 受傷状況を画像として記録する際は、本人の顔が入るアングルでの全体像と傷の確認ができるアップ画像の2種類を記録します。アップ画像を撮る場合は、傷の大きさがわかるようスケール（ものさしや人差し指等）も一緒に写るよう記録します。
- ☐ 確認できた事実の個人情報の取扱には細心の注意を払います。
- ☐ 緊急性が高いケースは、医療職の立会いや医療機関での受診のための事前の調整、またやむを得ない事由による措置が必要な場合を想定して事前に受入先との調整を進めることが重要です。

相談受付の内容の確認を含め、できるかぎり必要な情報を収集し、そこから浮かび上がる事実を整理する必要があります。もちろんその際は虐待の程度も考慮し、必要以上に情報を集めすぎないように、またプライバシーへの配慮を常に忘れないように留意することが必要です。

なお、児童虐待防止法における国マニュアル（P54 参照）では通報を受けてから48時間以内に事実確認を行うことになっています。障害者虐待防止法では何時間以内に事実確認をしなければならないという規定はありませんが、初動対応会議で決定した方針に従って速やかに事実確認を行う必要があります。

（４）立入調査

ここで言う立入調査は、養護者による虐待により障がい者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれが認められる場合、虐待を受けている障がい者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査・質問を行うことです（法第11条）。立入調査の要否を判断するためには、様々な工夫を行ったにもかかわらず、生命又は身体の安全確認ができないことを組織内で確認する必要があります。通常の任意による訪問調査（家庭訪問等）とは異なります。

《ポイント》

- ☐ 市町村から委託された市町村障がい者虐待防止センターの職員単独での対応はできません。必ず市町村職員が立入調査を実施します。
- ☐ 立入調査にあたっての携帯品を準備しておきます。加えて立入調査のための身分証明書を用意します。（国マニュアル P66 身分証明書の参考例）

（参考）法第 11 条第 2 項（一部抜粋）

立ち入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

- ☐ 事前に知らせることなく立入調査を行うことが可能です。特に身体的虐待等切迫した状況が想定される場合には、迅速に対応することが求められます。介入したことにより居場所を変える、いなくなるなどのリスクがある場合には、その場で保護することも想定しておきます。
- ☐ 立入調査では予測される事態に備えて、調査にあたる職員を複数選任しておきます。また、事前に分離や保護のための手段及び受入先を確保し、説明できるようにしておくなど、複数の状況に対応できるよう想定しておくことが大切です。
- ☐ 事前に説明者、移送の同行者、タイムキーパー等役割分担を決めておきます。また、必要な職種（医療職等）の確保、親族への協力要請、移送車等の手配などをしておきます。
- ☐ 動揺した養護者等が暴力をふるう、窓から飛び降りるなど、最大限考えられるリスク、一番危険な状況を想定しておきます。
- ☐ 事前に養護者から聞き取ること、居所内で点検することをリストアップしておきます。
- ☐ ネグレクトであっても、食事等の栄養補給を短期間でも絶たれた場合には、生命に係わる重大な事態に至ることが少なからずあることに留意し、迅速に対応します。
- ☐ 安全の確認及び安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じて警察署長に対して援助依頼書（様式 10）により援助を求めます。
- ☐ 養護者が立入調査を拒否した場合で、当該拒否に正当な理由がないと認めるときには、立入調査の拒否の態様やそれまでの経過等も勘案し、当該保護者の行為が悪質であると認める場合には、警察署に告発することを検討します。

（参考）法第 46 条

正当な理由がなく、第 11 条第 1 項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは障害者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、30 万円以下の罰金に処する。

- ☐ 立入調査を行った際には、立入調査報告書（様式 7）を使用し関係者に報告します。

立入調査の実施については今後の対応も踏まえ、メリット・デメリットを検討したうえで慎重に判断する必要があります。立入調査の実施にあたっては、立入調査をしたにもかかわらず虐待が確認できなかった場合も想定しておくなど、複数のパターンを事前にシミュレーションしておきます。また、それぞれのパターンによる役割を事前に決めておくことにより、切迫した状況に迅速に対応することが求められます。

(5) 対応方針検討会議

対応方針検討会議とは、訪問調査や立入調査などによる事実確認を行った結果、それらの事実をもとに虐待であるかどうかを組織的に判断し、虐待事案に対する当面の支援方針を検討する会議です。初動対応会議の出席者の他、虐待の事案に応じて相談支援事業者等の事案対応メンバーや、場合によっては弁護士等の専門家が入ることもあります。対応方針の検討にあたっては、何よりも本人の安全が確保されていること、本人が安心して生活を送るための環境整備を図るという視点が重要です。会議では、事実に基づき組織的に虐待の判断に至った根拠を記録に残すことが必要です。

◆会議前の事前準備

《ポイント》

- ☐ 速やかに事実確認調査を行い、「対応方針検討会議」を行い、現在の状況の確認を行います。（確認できていない事項については調査方法の再検討も必要になります。）
- ☐ 会議において、必要な検討及び緊急性の判断が可能となるよう、あらかじめ資料を整理しておきます。（受付チェックシート、世帯把握シート、リスクアセスメントシート、記録等）
- ☐ 招集する関係機関・関係者が適切か確認します。虐待の事案に応じて関係機関・関係者は異なることに留意が必要です。関係機関によっては依頼文書が必要なこともあります。
- ☐ 出席者は現在対応を行っている機関に加え、今後関与を想定される機関にも出席を依頼します。この時、虐待対応にあたる役割を担ってもらうことを事前に伝え、機関の管理職の承諾を得たうえで会議に出席してもらうことが望まれます。
- ☐ 市町村権限の行使（やむを得ない事由による措置、面会制限等）についての判断を行う場であるため、市町村担当部署の管理職も会議に出席することが望まれます。

〈関係機関・関係者の例〉

【コアメンバー】

- ・市町村障がい者虐待対応担当部局の管理職
- ・市町村障がい者虐待防止センター担当職員（事務委託する場合は委託先担当職員を含む）

【事案対応メンバー】 ※必要な支援が提供できる関係機関／関係者

- ・相談支援事業所（障がい者基幹相談支援センター、障がい者相談支援事業所）
 - ・障がい福祉サービス事業所
 - ・関係行政機関（生活保護関係課、高齢者福祉関係課、児童福祉関係課等）
 - ・医療機関
 - ・保健所、保健センター
 - ・知的障がい者更生相談所、身体障がい者更生相談所
 - ・労働関係行政機関（労働基準監督署、公共職業安定所）
 - ・障害者就業・生活支援センター
- 等

【専門家チーム】

- ・弁護士等の法曹関係者
 - ・警察署
 - ・医療機関
- 等

◆会議時

《ポイント》

- ☐ 会議開催の目的を確実に達成できるよう、司会、会議録作成等会議における役割分担をあらかじめ決めておきます。
- ☐ 個人情報の取扱いについて、出席者間で確認しておくことが大切です。個人情報の保護に関する法律における例外規定「本人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」に基づき、守秘義務が解除されると考えられますが、必要に応じて誓約書を徴収することも検討しておきます。（P17 参照）
- ☐ 集めた情報、事実確認結果から虐待発生要因等の虐待状況を確認し、リスクアセスメントシート（様式4）を活用し、虐待の有無の判断や緊急性の判断を行います。
- ☐ 虐待ありの判断や現段階では判断できないにチェックがつけば、当面の対応方針において支援方針を明確にし、誰が、どのタイミングでモニタリングするか、モニタリング時期の確認をします。
- ☐ 現段階では判断できないにチェックがついた場合は、何かしらのリスクが存在していることになるので対応を終結しないように留意が必要です。
- ☐ 虐待なしの判断にチェックがついた場合は、必ず終結根拠を記載し終結します。

◆会議後の処理

《ポイント》

- ☐ 会議後は速やかに対応方針検討会議シート（様式5）に協議した内容を記録し、シートを完成させます。

対応方針検討会議は虐待を判断する場ですが、例示されている行為に該当するかどうかのみで判断するべきではなく、虐待の定義に照らして慎重に検討する必要があります。また、必要な情報が集まっていないなど、虐待が疑わしい場合にそのまま放置してはいけません。当面の支援方針を決定し、だれが、なにを、どのように支援するのか、具体的に役割を決めておきます。支援方針の決定にあたっては、虐待や不適切な支援が発生した背景・要因の分析とともに再発防止の視点を盛り込みます。

虐待の有無を判断するとき、行われた行為のみでなく、その行為が障がい者の尊厳、生活への影響、身体面・精神面・行動面に対して何らかの悪影響を及ぼしていないか、権利利益が侵害されていないかという視点で検討することが必要です。

【参考】虐待行為と刑法について（国マニュアル P6）

障がい者虐待は、刑事罰の対象になる場合があります。

- ① 身体的虐待：刑法第 199 条殺人罪、第 204 条傷害罪、第 208 条暴行罪、第 220 条逮捕監禁罪
 - ② 性的虐待：刑法第 176 条不同意わいせつ罪、第 177 条不同意性交等罪（令和 5 年 7 月改正）
 - ③ 心理的虐待：刑法第 222 条脅迫罪、第 223 条強要罪、第 230 条名誉毀損罪、第 231 条侮辱罪
 - ④ 放棄・放置：刑法第 218 条保護責任者遺棄罪
 - ⑤ 経済的虐待：刑法第 235 条窃盗罪、第 246 条詐欺罪、第 249 条恐喝罪、第 252 条横領罪
- ※ ただし、刑法第 244 条、第 255 条の親族相盗例に注意。

刑事訴訟法第 239 条第 2 項では、公務員はその職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない旨が規定されています。

障がい者虐待においては、市町村、都道府県が事実関係を把握した段階やその後調査を進める中で、警察等への被害の届出、告発の要否を適正、迅速に判断し、必要に応じ、被害者による被害の届出の支援や行政として告発を行うことが求められます。（なお、被害の届出の支援や告発については、二次被害が生じないよう配慮した対応が必要です）。

また、警察との連携については、何かあってから突然に連絡するのではなく、日頃から意見交換の機会を持ち、円滑な協力関係を作ることが必要です。

※「刑法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 72 号）」が平成 29 年 7 月に施行されました。従来は、「姦淫」（性交）のみが「強姦罪」の処罰の対象とされていましたが、この改正により、罪名を「強姦罪」から「強制性交等罪」とし、性交だけでなく、口腔性交や肛門性交（以下「性交等」という。）についても、同じ罪として処罰することとされました。また、従来は、被害者が女性に限られていたところ、被害者の性別を問わないこととされ、男性が男性に対して性交等をする 것도「強制性交等罪」として処罰することとされました。併せて、法定刑の下限を懲役 3 年から 5 年に引き上げる改正が行われています。

また、この「強制性交等罪」を含む性犯罪については、被害にあった本人にとって、告訴することが精神的負担になる場合があることを踏まえ、その負担を軽減するため、「非親告罪」（告訴がなくても起訴できる犯罪）とされています。

加えて、「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 66 号）」が、令和 5 年 7 月に施行されます。この改正により、これまでの「強制性交等罪・準強制性交等罪」が「不同意性交等罪」、「強制わいせつ罪・準強制わいせつ罪」が「不同意わいせつ罪」に罪名が変更され、その適用要件は、以下のとおりとなります。

1 次の①から⑧までの行為・事由その他これらに類する行為・事由により、同意しない意思を形成・表明・全うすることが困難な状態にさせ、又はその状態にあることに乗じて、性交等をした者は、婚姻関係の有無にかかわらず、5 年以上の有期拘禁刑に処する。

- ① 暴行・脅迫
- ② 心身の障害
- ③ アルコール・薬物の影響
- ④ 睡眠その他の意識不明瞭
- ⑤ 同意しない意思を形成・表明・全うするいとまの不存在
- ⑥ 予想と異なる事態との直面に起因する恐怖又は驚愕
- ⑦ 虐待に起因する心理的反応
- ⑧ 経済的・社会的関係上の地位に基づく影響力による不利益の憂慮

- 2 行為がわいせつなものではないとの誤信をさせ、若しくは行為をする者について人違いをさせ、又はそれらの誤信若しくは人違いをしていることに乗じて、性交等をした者も、1と同様とする。
- 3 16歳未満の者に対し、性交等をした者（当該16歳未満の者が13歳以上である場合については、その者が生まれた日より5年以上前の日に生まれた者に限る。）も、1と同様とする。

性的虐待事案を受理した場合

【性的虐待のサイン】（P10 参照）

- ・性器の痛み、かゆみを訴える
- ・周囲の人の体をさわようになる
- ・卑猥な言葉を発するようになる
- ・性器を自分でよくいじるようになる
- ・生理がこない



「**性暴力救援センター・大阪 SACHICO**」の受診を検討してください。

SACHICO ホームページ

[性暴力救援センター・大阪 SACHICO \(sachicoosaka.wixsite.com\)](http://sachicoosaka.wixsite.com)

性暴力救援センター・大阪 SACHICO

24時間ホットライン **072-330-0799**

どんな形であってもあなたの同意なしに、性的に接触することは性暴力です。またたとえ接触がなくても、性的な言葉や行動であなたの心やからだを傷つける行為は、性暴力です。

キスする、なめる、なめさせられる、触る、触らせる、マッサージする、性器を見せられる、見られる、盗撮される、画像を送られる、ポルノを見せる、性交する・・・あなたが、同意していない場合、イヤだと思う場合はすべて人権侵害であり、性暴力です。

（６）支援の実施

対応方針検討会議において検討された、当面の対応方針に基づき、虐待状況の解消や再発の防止に向けて、関係機関が連携し、虐待を受けた障がい者本人や虐待者への具体的な支援、介入を実施します。本来、障がい者支援においては、自己決定のもとで障がい者本人が本来持っている能力を引き出し、力を高めていけるような障がい者ケアマネジメントの理念が基本です。

しかし、虐待対応においては、自己決定より安全確保を優先する場合もあります。たとえ障がい者本人が介入や関わりを拒否することがあっても、客観的に本人の生命や財産、権利が危険にさらされる可能性が高いと判断すれば、速やかにその安全確保に努める必要があります。障がい者虐待への対応に当たってまず最優先にするべきことは、虐待を受けている本人の権利擁護です。ここでは緊急度に応じてⅠ～Ⅲの段階に分けて実際の対応について整理しています。

Ⅰ．緊急介入が必要な場合

障がい者の生命や身体に関わる危険性が高く、放置しておくとな重大な結果を招くおそれが予測される場合や、他の方法では虐待の軽減が期待できない場合には、障がい者を保護するため、養護者等から分離する手段を検討する必要があります。

◆保護・分離にあたっての注意事項

《ポイント》

- ☐ 事案によっては、速やかに障がい者の保護・分離をすることが必要な場合があります。そのような場合は夜間・休日に関わりなく、できるかぎり速やかな対応を行います。
- ☐ 保護・分離の必要性は、対応方針検討会議等を通じ、判断の根拠を明確にし、できる限り客観的・慎重に判断し、組織として決定します。
- ☐ 場合によっては、障がい者本人や養護者の意向に関わらず、速やかに関係機関に連絡し、必要に応じて、医療機関や警察と連携します。
- ☐ 特別な医療的ケアの必要な人の分離にあたっては、服薬状況などの情報収集に努めます。
- ☐ 本人の心身の状況や地域の社会資源の実情に応じて、分離の手段の検討をします。
 - ・養護者による虐待の場合のやむを得ない事由による措置（施設入所、短期入所等）
 - ・医療機関への一時入院
 - ・市町村独自事業による一時保護
 - ・契約による障がい福祉サービスの利用（短期入所、施設入所など）など

ア 障がい者の保護・分離のための「居室の確保」について

市町村は、措置を行う居室を確保するための措置を講ずるとされています。障がい者を分離・保護するための居室としては、障がい者支援施設、短期入所施設等が想定されますが、各市町村または広域的な取組みなどにより、居室の確保や、空き室情報の収集・把握に努める必要があります。

（参考）法第 10 条

市町村は、養護者による障害者虐待を受けた障害者について前条第 2 項の措置を採るために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとする。

イ 養護者による虐待の場合の「やむを得ない事由による措置」について

- ・分離・保護の手法の一つとして、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法に基づく市町村長による「やむを得ない事由による措置」があります。

- ・「やむを得ない事由による措置」とは、養護者の拒否や障がい者本人の判断能力が不十分なことなど「やむを得ない事由」によって契約による障がい福祉サービスを利用することが著しく困難な障がい者に対して、市町村長が職権により障がい者を一時的に保護するために障がい者支援施設等に入所させる等の措置をとることとするものです。
- ・障害者虐待防止法では、通報等の内容や事実確認によって障がい者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる場合には、障がい者に対する養護者からの虐待の防止及び当該障がい者の保護が図られるよう、適切に身体障害者福祉法第18条第1項又は第2項、知的障害者福祉法第15条の4又は第16条第1項第2号の措置を講じることが規定されています。また当該障がい者が身体障がい者及び知的障がい者以外の障がい者である場合は、身体障がい者又は知的障がい者とみなして、上記規定を適用することも定められています。（法第9条第2項）
- ・あらかじめ各市町村において、費用負担基準、様式、手続きなどを定めた規則など（身体障害者福祉法施行細則、知的障害者福祉法施行細則、障がい福祉サービス等の措置に関する規則など）を整備しておきます。

根拠法	条項	規定内容
身体障害者福祉法	第18条第1項	身体障がい者に対する障がい福祉サービスの提供等の措置（※施設入所支援・療養介護を除く）
	第18条第2項	身体障がい者に対する障がい者支援施設等、療養介護を行う病院への入所等の措置
	第38条第1項	本人・扶養義務者に対する措置に係る費用の徴収
知的障害者福祉法	第15条の4	知的障がい者に対する障がい福祉サービスの提供等の措置（※施設入所支援・療養介護を除く）
	第16条第1項第2号	知的障がい者に対する障がい者支援施設等、療養介護を行う施設への措置
	第27条	本人・扶養義務者に対する措置に係る費用の徴収

（参考）法第9条第2項（一部抜粋）

当該障害者が身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者及び知的障害者福祉法にいう知的障害者以外の障害者であるときは、当該障害者を身体障害者又は知的障害者とみなして、身体障害者福祉法第18条第1項若しくは第2項又は知的障害者福祉法第15条の4若しくは第16条第1項第2号の規定を適用する。

なお、やむを得ない事由による措置を行った場合には、原則として措置を行った月の翌月末までに介護給付費等の支給決定を行うこととなっており、成年後見制度利用支援事業を活用するなど、契約に向けての支援を行います。措置の解除にあたっては、措置した根拠（リスク）が解消されているか判断した上で行い、解除の根拠を明確にしておくことが重要です。

障がい者支援施設等は運営基準を定める条例により、定員の遵守が求められていますが、災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合には、この限りではないとされています。その場合には、報酬告示において定員超過に該当する場合の減算を算定する利用者数から当該措置に係る利用者を除外する規定が置かれています。やむを得ない措置の委託を受けた障がい者支援施設等は知的障害者福祉法第21条及び身体障害者福祉法第18条の2において、正当な理由がない限りこれを拒んではならないと定められています。措置先の施設に対してもこれらのことを説明し、協力を要請することが考えられます。

やむを得ない事由による措置の実際の流れ

(措置の流れ)

- ① 受け入れる施設等に対し、事前に本人の状況や行動特性など、分かっている情報を整理して伝えます。
- ② 施設等に対し、措置の委託を依頼します。
- ③ 措置を行おうとする障がい者に対し、措置決定を通知します。
- ④ 委託を受けた施設等は、措置にかかった費用を算定し市町村に請求します。

【請求費用…A～Cを合算した額】

A 介護給付費等基準額（※1【障害者自立支援給付費国庫負担金要綱 別表1の5「やむを得ない事由による措置」の基準額】を除く）

（報酬単価が区分により違う場合、措置中は最も低い区分の単価を適用）

B 療養介護医療費（食費及び光熱水費を含む）

- ・医療保険加入者……自己負担額
- ・生活保護、医療保険未加入者……全額

C 食費（入所施設は光熱水費も対象）

- ・単価については（※1）を参照

（※2）療養介護はBで算定されているので含まない。

- ⑤ 措置の変更や解除を行った場合は、その旨本人と施設等に通知します。

(費用の徴収)

「やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについて」の規定に基づき階層区分の認定を行います。

- ① 徴収金の額を決定する場合において、必要があると認めるときは、本人又は扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者）に対し、世帯状況他、所得状況がわかる書類の提出を求めます。
- ② 徴収金額を決定又は変更したときは、納入義務者に通知します。

（参考）民法第877条（扶養義務者）

直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。

2 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、三親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。

※様式など詳細は、平成24年8月20日付け大阪府障がい福祉企画課から通知した「やむを得ない事由による措置の実施に係る留意事項について（追加）」を参考にしてください。

ウ 保護にあたって市町村が施設等に提供する情報

①被虐待者の情報

- ・基礎情報（氏名、性別、生年月日、年齢、住所、障がい種別、手帳等級、障がい支援区分）
- ・身長、体格
- ・障がいの特性、対応で気を付けること等、自傷他害行為の有無
- ・アレルギーの有無、食事の留意点
- ・食事、衣服の着脱、入浴、排泄、洗面、移動等の自立状況
- ・感染症の有無
- ・既往歴（てんかん含む）
- ・かかりつけ医の名称、所在地、電話番号
- ・常時服用している薬の有無、薬の内容
- ・障がい福祉サービスの利用状況（名称、所在地、電話番号、担当者名）
- ・経済面（年金受給、生活保護等本人の所得状況）

②虐待者の情報

- ・基礎情報（氏名、性別、生年月日、年齢、住所、被虐待者との続柄、職業）
- ・過去の虐待に関する歴（過去の立件の有無、逮捕歴含む）
- ・面会の要求など、施設で対応が必要になった際の留意すべき点
- ・薬物、アルコールの依存など
- ・経済状況（虐待者の所得状況）

③その他、被虐待者の受け入れにあたって必要な情報

（虐待に関する情報）

- ・虐待の内容並びに本人の状況、身体的虐待の場合は怪我の部位等
- ・保護の理由

（市町村等の支援体制に関する事項）

- ・市町村・市町村虐待防止センター担当者の氏名（複数）、連絡先（休日夜間などの緊急連絡先含む）
- ・キーパーソン（虐待者以外の信頼のおける親族等の身元引受者や、後見人、保佐人、弁護士等）の有無、連絡先、キーパーソンが対応協力可能な範囲

（保護に当たっての確認事項）

- ・保護の期間
- ・措置解除の見通し、契約に変更する予定の有無
- ・保護中の支援方針（障がい福祉サービスの利用方針、通院治療の要否、医療が必要になった場合の対応（市町村職員が病院に連れて行くのか、移動の手段、医療費の負担等含む）
- ・日用品（着替え、寝間着、タオル、歯ブラシ、髭剃り、等）の準備状況、自己負担分の立替払いなどの方針（措置費や報酬では日用品や医療、その他自己負担になるものが多いため、施設に負担はさせることがないよう、準備状況や方針を伝えておくことが必要）
- ・被虐待者の行動範囲、留意点（単独で外出させてよいかどうか等）
- ・被虐待者の意向
- ・面会制限の有無と対応方法（誰との面会を制限するか、施設に連絡してきたり、引き戻しに来た場合の虐待者へ対応の仕方等）
- ・虐待者以外で留意すべき人物の有無

（その他）

- ・養護者への支援方針
- ・成年後見制度の利用予定、その他、各制度の利用予定等

◆面会制限（養護者による虐待においてやむを得ない事由による措置を行った場合）

身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に基づく措置を行った場合は、虐待防止や障がい者保護の観点から、市町村長・施設の長は、養護者との面会を制限することができます。面会制限を行う場合は、面会制限決定通知書（様式14）を虐待を行った養護者に通知します。

（参考）法第13条

養護者による障害者虐待を受けた障害者について第9条第2項の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る障害者支援施設等若しくはそのぞみの園の長若しくは当該措置に係る身体障害者福祉法第18条第2項に規定する指定医療機関の管理者は、養護者による障害者虐待の防止及び当該障害者の保護の観点から、当該養護者による障害者虐待を行った養護者について当該障害者との面会を制限することができる。

《ポイント》

- ☐ 分離後の面会制限の必要性、養護者が面会を求めた場合の対応等については、措置前に十分に検討し、施設側と打ち合わせておくことが必要です。
- ☐ 面会制限は、その必要性を根拠（事実）に基づき組織で判断し、判断根拠を記録し明確にしておくことが重要です。
- ☐ 面会の制限が必要であると判断したときは、その旨を養護者に伝えますが、場合によっては措置施設の場所自体を伝えないなどの手段も必要です。
- ☐ 養護者から面会の申し出があった場合は、本人の意思、客観的に面会できる状態にあるかを確認します。また、対応方針検討会議等において市町村と施設が協議して面会の可否を判断しますが、障がい者本人の安全を最優先することが大切です。なお、面会可能と判断した場合でも、施設職員や市町村職員が同席するなど状況に応じて対応します。
- ☐ 措置の継続中、市町村と施設は定期的に協議を行い、障がい者本人や養護者の状況、面会希望時の対応を確認しておきます。
- ☐ 契約入所や入院の場合は、障害者虐待防止法では面会の制限規定はありませんが、養護者と面会することにより障がい者本人の安全や権利がおびやかされると判断したときは、施設側と協議し、養護者を説得するなどの方法で面会を制限することが必要です。
- ☐ 面会制限は、やむを得ない事由による措置を行っている場合のみ可能な行政処分であることに注意が必要です。

◆分離後の注意事項

《ポイント》

- ☐ 措置等により保護された障がい者には、虐待への恐怖や、慣れない環境での生活に対する不安等があると想定されることから、精神的な支援も重要です。
- ☐ 措置入所や入院で終わりではなく、その後の安定した生活が重要となるため、退所・退院後の受け入れ先や居所の確保、地域生活の支援方法などを検討しておきます。
- ☐ 年金の搾取等経済的虐待が行われていた場合には、口座を変更する等関係機関との連携が必要になります。（P32 参照）
- ☐ 保護された障がい者が健康保険の被保険者等の被扶養者である場合や、国民健康保険組合の組合員の世帯に属する者である場合、当事者の申し出によって被扶養者から外す又は被保険者資格を喪失させることが可能です。

※その際、暴力等を理由として保護（来所相談を含む。）した旨の証明書又は地方自治体と連携して被害者への支援を行っている民間支援団体から発行された確認書が必要なるため、障がい者虐待に関する相談・通報窓口を所管する部署において当該証明書の発行等適切な対応が必要になります。

（参考）「（組合員等からの暴力等を受けた者の取扱い等について）（令和3年6月1日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室長事務連絡）」及び「（被保険者等からの暴力等を受けた者の取扱い等について）（令和5年4月11日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活・発達障害者支援室事務連絡）」

- 適切な時期・状況での措置の解除に向けて、施設や関係機関と協議します。措置の解除の場合には、次のような例が考えられます。
- 自立した生活に移行する場合（地域移行支援、地域定着支援等を活用し、継続的に支援する）
 - 家庭に戻る場合（家庭に戻ってからの手厚いフォローの体制が必要）
 - サービスの申請・契約が可能となり、契約入所に移行する場合（申請や契約を拒否していた養護者が落ち着いた場合、後見人が選定された場合など）
 - 措置を継続する場合でも、必要に応じて、施設入所支援から、グループホームの措置に切り替えることもできます。

Ⅱ. 介入（緊急介入以外の支援）が必要な場合

◆適切な福祉・医療サービス等の導入

《ポイント》

- ☐ 適切な障がい福祉サービス等を受けていない場合には、サービスの導入を図ることが必要です。
- ☐ 本人への支援だけでなく、介護者（養護者）の負担軽減の視点を持つことも必要です。
- ☐ ケースに関わる人や機関（見守りの目）を増やすことで、虐待に関する情報の収集や、養護者への牽制の効果も期待できます。
- ☐ 市町村の担当だけでは、夜間・休日を含む常時の対応は難しいため、相談や支援、日常の見守り等を分担できる機関（相談支援事業所、日中活動系サービス等）の協力を得るなど、支援体制とネットワークを整えます。
- ☐ 医療機関への受診が必要な場合は、専門医を紹介するなど、診断・治療につなげます。
- ☐ 上記の導入を進める際には、サービス冊子などにより、本人及び養護者等にもわかりやすく説明し、事業所等の選択や利用手続き、連絡・調整などを支援します。なお、利用手続きに時間や手間がかかると思われると、導入に消極的になることもあるので注意が必要です。
- ☐ サービスや医療につないでただけでよしとせず、随時当該サービス等の利用状況の把握に努めることが大切です。

◆経済的な困窮がある場合

《ポイント》

- ☐ 年金や各種手当など、利用できる可能性がある制度を案内し、担当につなぎます。
- ☐ 必要に応じて生活保護の担当につなぎ、状況により職権保護を検討します。
- ☐ 就業が必要な場合は、就労支援のための相談・支援機関、サービスにつなぎます。

◆成年後見制度などの導入

《ポイント》

- ☐ 財産管理や、日常の金銭管理、サービス利用手続き等において支援が必要な場合は、「日常生活自立支援事業」または「成年後見制度」の導入を検討します。
- ☐ 後見の申立ては、原則本人・配偶者・四親等内の親族等が行います。親族等の申立てが困難な場合（親族がいない、申立てに反対している、親族自身が虐待している等）は、市町村長申立てを検討します。

（参考）法第9条第3項

市町村長は、・・・通報又は・・・届出があった場合には、・・・適切に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律・・・第51条の11の2又は知的障害者福祉法第28条の規定により審判の請求をするものとする。

- ☐ 市町村長申立てにあたっては、申立てをする意思のある親族がいるかどうかを行政として確認するため、親族調査としてあらかじめ二親等内の親族の有無を確認することとされています。二親等以内の親族がいても、その親族に申立ての意思がなければ市町村長申立てを行うこととなります。
- ☐ なお、二親等内の親族がいない場合であっても、三親等又は四親等の親族であって申立てをする意思のある親族の存在が明らかである場合には、市町村長申立てを行わないことが適当とされています。

（参考）

- ◆平成 17 年 7 月 29 日厚生労働省通知「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による老人福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び知的障害者福祉法の一部改正について」
- ◆平成 17 年 7 月 29 日厚生労働省事務連絡「『老人福祉法第 32 条に基づく市町村長による法定後見の開始の審判等の請求及び「成年後見制度利用支援事業」に関する Q&A について』の一部改正について」

＜参考＞

- ◆大阪府社会福祉協議会 地域福祉部 権利擁護推進室（あいあいねっと）
<https://www.osakafusyakyo.or.jp/koukenshien/>

- ☐ 市町村地域生活支援事業の成年後見制度利用支援事業の利用を検討します。

（参考）法第 44 条

国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止並びに障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに財産上の不当取引による障害者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

◆法的手続などの専門相談

《ポイント》

- ☐ 法律に関する専門的な支援が必要な場合は弁護士や司法書士などの専門家に相談します。

＜参考＞

- ◆日本司法支援センター（法テラス大阪）
<https://www.houterasu.or.jp/chihoujimusho/osaka/>

◆養護者（家族等）への支援

《ポイント》

- ☐ 養護者との間に信頼関係を確立するよう努めます。本人の保護を行う担当と、養護者等への支援を行う担当を分けるなど、工夫が必要です。
- ☐ 養護者の介護負担・介護ストレスの軽減を図り、ねぎらうことも必要です。介護負担が虐待の要因と考えられる場合は、福祉サービスの利用、家族会等への参加、カウンセリングなどを勧め、負担やストレスの軽減を図ります。
- ☐ 特に養護者の負担感が大きい場合は、短期入所や日中活動系サービスなど、養護者と障がい者の距離をとり、養護者が休息時間をもてるサービスを積極的に活用します。
- ☐ 介護負担が大きい場合は、正確な知識や介護技術に関する情報提供を行います。
- ☐ 何気ない一言が、介護している養護者を追い詰めることもあります。支援者や他の家族等からねぎらいの言葉をかけるなど、養護者への精神的な支援も必要です。
- ☐ 養護者に経済的な問題（借金など）や障がいや疾病などがあり、養護者自身が支援を必要としているにも関わらず、適切なサービスや医療を受けていない場合は、必要なサービスや医療・専門の支援機関につながります。
- ☐ 養護者への支援の過程で、養護者から不当な要求や脅し等があった場合は、窓口を一本化し、統一的な方針のもとにき然とした態度で臨むなど、組織的な対応を図ることも必要です。職員一人では対応せず複数で対応し、やりとりを記録しておきます。場合によっては、録音装置で記録しておくことも有効です。また、必要に応じて専門家（弁護士・警察等）の助言を仰ぎます。

＜参考＞（国マニュアル P79～81）

◆住民基本台帳の閲覧等の不当利用の防止

虐待を受けた障がい者が、虐待した養護者から身を守るために転居した場合、養護者やその知人が住民基本台帳の閲覧等の制度を不当に利用して被害者の住所を探し、再び虐待に及ぶ危険が考えられる場合があります。

その場合、各市町村長が事務を行う住民基本台帳の閲覧等について、「住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付におけるドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の保護のための措置」により、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者（高齢者虐待、障がい者虐待の被害者も該当）についても、申出に基づき、加害者からの被害者に係る住民基本台帳の閲覧等の請求は、各条項における要件を満たさない又は「不当な目的」（住民基本台帳法第 12 条第 6 項）があるものとして閲覧等が拒否されます。また、第三者からの請求については、加害者のなりすましや加害者からの依頼による閲覧等を防止するため、本人確認や請求事由の審査がより厳格に行われます。

◆年金搾取等の事実確認のための年金個人情報の確認

養護者等が障がい者の年金を管理し、経済的虐待に及んでいることが考えられる場合、年金の引き出し履歴を確認して虐待の事実を把握したり、振り込み口座を変更し、障がい者の年金を保護するなどの対応が必要な場合が考えられます。

年金に関する個人情報は、プライバシー性が非常に高いことから、その目的外利用・提供は行政機関個人情報保護法よりも厳しく制限されており、他の行政機関等への年金個人情報の提供は、政府管掌年金事業に関連する事務や明らかに本人の利益となる場合などに限られています。 「政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 64 号）」により、年金詐取や介護放棄等の虐待を受けているおそれのある事案の事実関係の把握など、厚生労働省令で定める事務のために、年金個人情報を提供できることになりました（平成 26 年 10 月 1 日施行）。

＜事実関係の把握＞

- ・ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）第 9 条第 1 項・第 19 条

＜福祉の措置（措置に当たって所得の把握が必要）＞

- ・ 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 18 条
- ・ 知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 15 条の 4・第 16 条第 1 項

＜後見開始等の審判の請求（審判に当たって所得の把握が必要）＞

- ・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 51 条の 11 の 2
- ・ 知的障害者福祉法第 28 条

※本人に意思能力があり同意を得ることができる場合には、年金個人情報の提供はその同意による。

＜参考＞（国マニュアル P84）

◆マイナンバー制度における不開示措置について

マイナンバー制度においては、平成 29 年 7 月 18 日より、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に規定する情報提供ネットワークシステムを使用した情報照会又は情報提供（以下「情報連携」といいます。）及びマイナポータルを試行運用を開始しています。

マイナポータルにおいては、

- ・情報連携が行われた記録の表示
- ・行政機関等の保有する自らの個人番号を含む個人情報の表示
- ・行政機関等からのお知らせの受け取り・表示

の各機能を実装していますが、DV・虐待等の被害者（DV・虐待等のおそれがある者を含む。以下「DV・虐待等被害者」といいます。）の住所・居所がある都道府県又は市町村に係る情報を加害者が確認できないよう、不開示コード等の設定や、お知らせを送る対象から除外する措置（以下「不開示措置」といいます。）を行うことができます。

1. 不開示措置の設定が必要と想定されるケース

- ① DV・虐待等被害者の行う行政手続により情報連携を行うケース
- ② 加害者が DV・虐待等被害者の代理人である（※）又は DV・虐待等被害者がマイナンバーカード（以下単に「カード」といいます。）を置いたまま避難しているケース

※マイナポータルにおいて代理人として設定されている場合のほか、加害者が法定代理人となる場合も含む。

2. DV・虐待等被害者に取っていただきたい対応

（１）住民票を移しているか否かに関わらず、避難先の各行政機関等においてマイナンバーを提出して最初に手続を行う際、避難に至った状況を説明の上、不開示措置を講じるよう申し出るようにしてください。

（注）DV・虐待等被害者の心身の機能や判断能力の著しい低下等により自ら申し出る又は代理人による対応も困難な場合には、申請等の際にマイナンバーを記載するか否かに関わらず、当該被害者の支援を行う者から申し出るようにしてください。

（２）カードを置いたまま避難している場合には、カードの停止の連絡のほか、必要な場合にはマイナンバーの変更やカードの再交付の申請を行うようにしてください。

（３）必要に応じて、マイナポータルの利用者フォルダ（アカウント）の削除を行うようにしてください。また、加害者を代理人設定している場合には、当該設定の解除を行ってください。

※アカウントの削除や代理人設定の解除のためには、カードを使用してマイナポータルにログインする必要があるため、カードを置いたまま避難している場合には、（２）の対応を併せて取る必要があることに留意してください。

なお、こうした手続等が完了するまでの間は、不開示措置により対応することが可能です。

Ⅲ. 見守り支援が必要な場合

《ポイント》

- ☐ 原則として、あらかじめ養護者に対して、現在の行為（虐待）は障がい者にとって不適切であることを伝えておきます。
- ☐ 関係機関で見守りのための体制を構築し、各機関の役割分担を決めて見守りを行い、定期的に情報交換、ケースへの評価等を行います。
- ☐ 見守りにあたっては、障がい者だけでなく、養護者にも着目した状況把握を併せて行います。

初動期対応で安全が一定確保されている場合であっても、支援をしていく中で状況は変化していくため、支援を行う中で常に安全確保に目配りをしておく必要があります。虐待の解消と障がい者が安心して生活を送るための環境調整を行い、個別の課題やニーズを明確にしたうえでモニタリングシート（様式6）を使用し、現段階での課題・リスク等を整理し、具体的な支援内容を検討し支援を行います。

◆支援にあたっての基本的な視点

虐待者の生活状況や心情、虐待が起こった背景など環境要因にも目を向けながら、虐待を受けた障がい者の心のケアやサービス調整など、障がい者本人を中心にした視点で支援を行います。

《ポイント》

- ☐ 既存のサービスから出発するのではなく、障がい者本人の意向を尊重し、望む生活の達成に向けた支援をします。
- ☐ 一人ひとりの考え方、生活様式に関する好み等を尊重しながら、障がい者本人が自分の能力を最大限発揮できるように支援することが必要です。
- ☐ 障がい者本人の積極的な関わりを求め、情報を共有し、本人の自己決定に基づき支援することが重要です。
- ☐ 自己の課題を解決するにあたり、障がい者本人が主体者であることを自覚し、自分自身に自信がもてるように、本人の力を高めていくエンパワメントの視点をもって支援することが必要です。
- ☐ できる・できないという問題点の把握だけではなく、取り巻く環境やその人のもっている長所など、強さ（ストレングス）に焦点を当てることが重要です。
- ☐ 障がい者本人の多様なニーズを把握し、自己実現や主体的な生き方を支援するため、幅広いニーズを本人とともに明らかにします。
- ☐ 自己実現や主体的な生き方を支えるために利用可能な、様々な地域の社会資源（フォーマル・インフォーマル）を把握し、ニーズに適切に結びつけます。
- ☐ 既存の社会資源を利用しやすくしたり、利用者のエンパワメントにつながるように改善するなど、ニーズに合うサービスがない場合には社会資源を開発し、地域におけるネットワーク作りに貢献します。
- ☐ 期限を定めて具体的な支援の目標を設定し、計画的にサービス等を提供します。提供したサービス等が障がい者本人の生活状況の安定・改善につながっているかどうかを定期的に点検し、必要に応じて支援計画を見直し、内容を変更します。

「ニーズ」と「デマンド」について

初めの訴え、目の前の要求、整理されていない課題を「デマンド」と言います。一方で「ニーズ」は要望、希望、掘りさげられて整理された課題であり、必要なものやサービスが欠けている状態、必要な又は望む生活を満たすために求められる要望を言います。本人の主訴とニーズ（真に必要なもの）は異なるため、本人や養護者等の主訴を聞きながら、本当に必要なものは何なのかを明らかにしていきます。

障がい者虐待の対応は、虐待の実態や虐待者を明らかにして、虐待者を加害者として行為を責めたり、制裁を加えることが目的ではありません。その行為の原因を探り、明らかにしたニーズをもとに、抱えている問題が解消されるような支援を展開することが重要です。

(7) モニタリング（状況把握）

緊急的な対応が一段落着いた場合であっても、その後に再度状況が悪化するおそれがあるため、対応方針検討会議で決定された方針に基づいて行った支援内容について定期的に評価・見直しを行います。市町村の担当職員や虐待防止センターの職員、相談支援専門員等が定期的な訪問を継続するほか、支援を行う関係機関からの聞き取りなどにより障がい者や養護者等の状況を把握しながら確認・再評価し、必要に応じて新たな支援を検討します。支援方針を関係機関で具体的に共有するため、モニタリングシート（様式6）を使用し記録しておきます。

モニタリングを経て、終結となる場合には、組織的に終結の判断をすること、その根拠や引継先、引継内容について明確にし、記録に残すことが必要です。

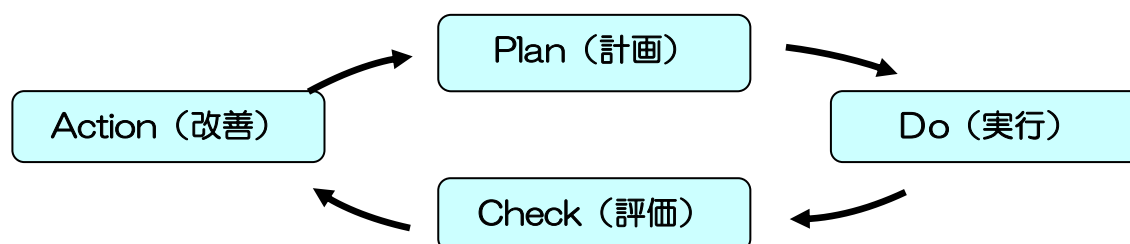
《ポイント》

- ☐ あらかじめ対応方針検討会議等で、誰が、どのタイミングで、どのようにモニタリングするかを決めておくことが必要です。
- ☐ 関係機関にモニタリング依頼して、虐待対応を終結するのではなく、以下のポイントを中心にモニタリング期間を設定して行います。また依頼先に何を中心にモニタリングをしてもらうかを伝えることも重要です。そしてレビュー会議で進捗状況を確認します。（P55 参照）
- ☐ 事実確認において確認された虐待や不適切な支援は改善されているか、危険度は増していないか、その他リスク要因はないか確認します。
- ☐ その他の新たな虐待や不適切な支援などが生じていないか確認します。
- ☐ 個々の到達目標に沿って、適切に支援が実施されているか確認します。到達目標が達成できていない場合には、新たな取り組みの必要性について確認します。
- ☐ 支援の実施にあたり、関係機関と情報共有や連携ができているか確認します。
- ☐ 到達目標に対する成果を対応方針検討会議などの場で客観的に評価します。
- ☐ 障がい者の気持ちの変化や新しい情報や事実の確認、環境などの状況変化がないか確認します。
- ☐ 状況に変化があった場合の報告ルートを確認しておくことが必要です。
- ☐ 状況に変化がないときであっても、密室化していないか、または新しい情報や事実はないか確認します。

モニタリングは、関係機関が相互に協力連携しながら複数の目によって行うことが重要です。そのため、会議等において事前に関係機関による役割分担や連絡体制等を明確にし、常に連携して対応します。ネットワークを構成する機関と定期的に情報交換や意見交換等を行いながら、信頼関係を構築することが大切です。

評価の実施にあたっては、設定した到達目標によって具体的な役割や支援内容および実施期間を意識するなど、あいまいにしないことが大切です。評価にあたってはPDCAサイクルの考え方も参考にします。

【参考：PDCAサイクル】



(8) 終結

虐待対応の終結の判断は、管理職を含む複数の職員が出席した会議において、モニタリングして確認できた事実等を根拠として、組織として行います。

虐待の有無に関わらず、通報受理した全ケースについて、終結の判断が必要です。

◆虐待対応の終結について(国マニュアル P96、97)

虐待対応の終結とは、虐待行為が解消されたことにより障害者虐待防止法による対応を終了することです。これは、行政の責任として、虐待対応の終結を判断することを意味します。この時の判断基準としては、虐待行為そのものの解消だけでなく、虐待の発生要因が除去されることにより虐待行為が発生しないと判断されることが必要です。

虐待対応が終結した後も支援が必要な状態が継続することがありますが、虐待対応と通常の支援は区分して扱う必要があります。虐待対応が終結したと思われた時点で状況を整理して会議に諮り、支援関係者の意見も踏まえながら組織的に虐待対応の終結を決定します。その後の生活の支援については、通常業務として市町村や相談支援事業所に引き継ぐとともに、虐待の再発があったときなどに速やかに把握できるよう、必要な関係機関に情報を提供するとともに、情報共有に努めます。

《ポイント》

- ☐ 終結の判断には、虐待行為そのものが解消され、虐待の発生要因が除去されることにより虐待行為が発生しないと判断できることが必要です。
- ☐ 虐待判断した際にリスク要因として分析した内容が解消されたかどうかを管理職の出席した会議等で組織として確認し、合意が得られた場合に終結となります。
モニタリングして確認できた事実を根拠として、組織的に終結の判断を行い記録します。
- ☐ 終結後は本人の自立支援と社会参加のために必要な支援を確認し、継続した通常の支援体制に引き継ぎます。引継先や引継内容について、組織的に判断し記録します。
- ☐ 具体的な終結の目安をあらかじめ組織決定して定めておきますが、一律網羅的な判断は不可能であるため個別の事例によって適切に終結の判断を行うことが必要です。

具体的な終結の目安（例）

- 虐待の事実が解消され、虐待者が支援を継続的に受け入れており、かつ一定の関係機関で対応可能な状況が一定期間（例：6ヶ月）確認されていること。
- 虐待の事実が解消され、虐待リスクへの対応策を講じ一定期間虐待の事実が見られず安定した状態が続いており、リスクが生じたときにすぐに把握できる支援体制が整っていること（相談支援事業所やサービス事業所など状況を把握できる機関につながっていること）

※個別の事例によって、終結に向けた必要な見守り（モニタリング）期間は異なります。
事例によって終結の目安（目途）を想定しておくようにします。

◆障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待対応の流れ

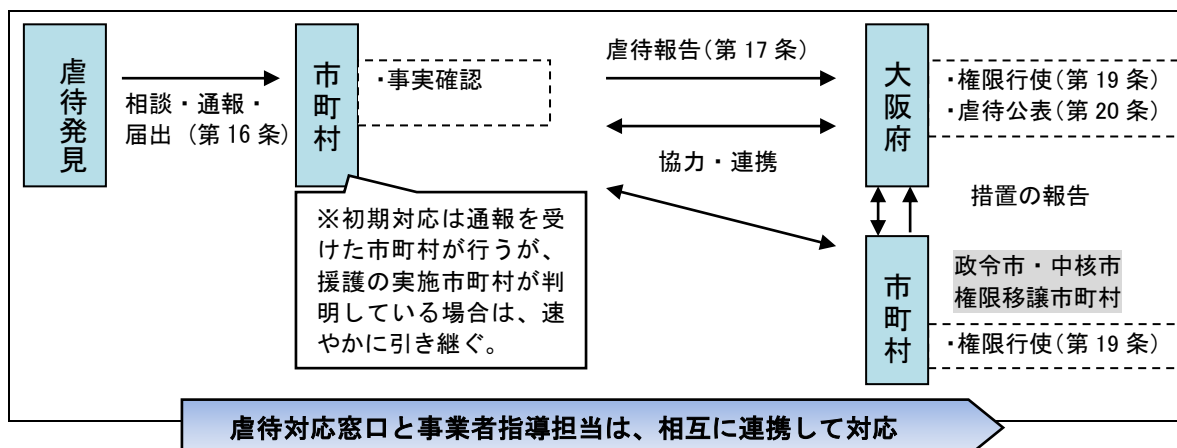


(1) 相談・通報・届出

障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待については、原則、通報・届出を受けた市町村が初期対応を行い、援護の実施市町村が判明した場合は速やかに引き継ぎます。

基本的な対応の姿勢や心掛けておくポイントは、養護者による虐待の通報等への対応と同様です。(P13 参照)

《市町村、大阪府、権限移譲市等の対応の流れ》



《障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待の対象となるサービス》

	障がい者福祉施設	障がい福祉サービス事業等
障害者総合支援法等による規定	・障がい者支援施設 ・のぞみの園	・障がい福祉サービス事業(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障がい者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助) ・一般相談支援事業及び特定相談支援事業 ・障がい児相談支援事業 ・移動支援事業 ・地域活動支援センターを運営する事業 ・福祉ホームを運営する事業 ・障がい児通所支援事業(児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援)

《ポイント》

- 通報先の市町村と援護の実施市町村が異なる場合、速やかに援護の実施市町村に連絡を行います。なお、援護の実施市町村は所在地の市町村と連絡調整を行うなど連携を図ります。
- 援護の実施市町村がわからない場合は、通報を受けた市町村が事実確認等を行います。
- 被虐待者が複数存在し、援護の実施市町村が複数にわたる場合においては、通報等を受理した市町村が、各市町村へ連絡調整を行います。事案によっては、市町村と大阪府が協働します。
- なお、施設等の所在地の市町村と援護の実施市町村が遠方の他府県である場合等は、施設等の所在地の市町村が通報等を受け付け、当該施設所在地の指導権限のある市町村等が安全確認や事実確認を行うことも考えられます。
- 当該利用者だけでなく、他にも虐待されている疑いのある利用者があるかどうかについても確認するなど、周辺情報にも留意します。
- 利用者間のいじめや喧嘩を放置している場合、ネグレクトにあたる可能性もあります。

- 施設従事者等による虐待においては、障がい者福祉施設従事者等が勤務時間外又は施設等の敷地外で当該施設等の利用者である障がい者に対して行った虐待を含みます。
- 「通報者の秘密」は守られることを説明します。(P13 参照)
- 通報者が当該障がい者福祉施設の従事者等である場合、通報者の保護に配慮することが必要です。障がい者虐待の通報等を行った従業者等は、通報等をしたことを理由に、解雇その他不利益な取り扱いを受けないことが規定されています。したがって、障がい者虐待に関する通報をしたことを理由として、解雇や不利益な取扱いに該当する法律行為が行われた場合においては、当該行為は民事上無効と解されます。

(参考) 法第16条第4項(一部抜粋、改編)
 障害者福祉施設従事者等は、・・・通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

公益通報者保護法では、労働者が事業所内部で法令違反行為が生じ、又は生じようとしている旨を所定の要件を満たして公益通報を行った場合、通報者に対する保護が規定されています。

公益通報者に対する保護規定

- ①解雇の無効
- ②その他不利益な取扱い(降格、減給、訓告、自宅待機命令、給与上の差別、退職の強要、専ら雑務に従事させること、退職金の減給・没収等)の禁止

虐待者の自覚は問わず、虐待の客観的事実を確認し、虐待を受けている(と考えられる)人の安全確認や安全確保を最優先する視点で対応をこころがけます。

就労継続支援A型の場合

就労継続支援A型事業所に関する相談・通報・届出であって、当該事業所と利用者が雇用契約を結んでいる場合(事実上の労使関係を含む)は、障がい者福祉施設従事者等による虐待と使用者による虐待の両方に該当します。通報等を受けた市町村は、事業所所在地の都道府県に労働相談票により通知を行い、都道府県は労働局に報告します。調査については、市町村と労働基準監督署またはハローワーク等が連携して行います。調査の結果、市町村が障がい者福祉施設従事者等による虐待と判断した場合(労働局の判断と異なることもありえます)は第17条に基づく報告を行います。複数の被虐待者が存在する可能性がある事案においては、報告を受けた市町村が、必要に応じて事実確認を実施の上、各援護の実施市町村へ情報提供を行います。

（２）初動対応会議

初動対応会議の目的、内容については、養護者による虐待の対応（P16）と同様です。相談・通報・届出を受理してから直ちに開催します。

《ポイント》

- 緊急性が高い場合や悪質・組織的虐待が疑われると判断された場合は、早期に指導が必要な可能性が高いため、事業者指導担当に一報を入れ連携を図ります。
- 障がい者の生命や身体に関わる危険性が高く、放置しておくとは重大な結果を招くおそれるが予測される場合等には、本人の安全確保のため、緊急介入が必要となることがあります。（P16「緊急性が高いと思われる状況（例）」参照）

（３）事実確認・訪問調査

市町村は、養護者による虐待の場合同様、施設従事者等による障がい者虐待に関する相談・通報・届出を受けた場合も、速やかにその内容に関する事実の確認を行う必要があります。

《ポイント》

- 通報等を受けた市町村（援護の実施市町村が判明している場合は、速やかに引き継ぐ）が行う事実確認は、障害者総合支援法等に規定する市町村長による調査権限に基づくものではなく、まずは障がい者福祉施設等の任意の協力の下に行われるものであることに留意します。
- 市町村が任意で事実確認を行う際に施設等の協力が得られない場合は、指導権限のある事業者指導担当と連携して事実確認を行います。
- 虐待を受けた疑いのある利用者本人に直接面会して安全確認することを最優先に行います。
- 事実確認は、施設の責任者等を市町村に呼んで聴取したり、施設の内部調査報告書をもって事実確認とするのみでは不十分です。必ず現場に赴き、責任者、関係する従事者及び利用者に直接聴取することが必要です。
- 施設の管理者等に口頭で確認する事項（経過や状況確認等）だけでなく書面で確認する事項（業務日誌・ケース記録・事故報告書等）もあります。
- 虐待（疑わしい場合含む）した職員の日頃の利用者支援の状況（荒い言葉遣いや暴力行為等がないか、他の利用者に対して同様の行為をしていないか）を確認します。
- 利用者の安全を守る目的であっても、身体拘束は身体的虐待にあたる可能性があり、慎重な確認が必要です。
- 身体的虐待事案や性的虐待事案においては、医学的情報も含めたアセスメントが必要になるため、医学的な情報や助言を得られる体制の構築が重要となります。

【身体拘束の判断】

「障害者総合支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」等には、緊急やむを得ない場合を除き身体拘束等を行ってはならないとされています。緊急やむを得ない場合とは、支援の工夫のみでは十分に対応できないような、一時的な事態に限定されます。

◆やむを得ない場合の対応

- ①切迫性 利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ②非代替性 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと。
- ③一時性 身体拘束その他の行動制限が一時的であること。

以上3つの要件をすべて満たす場合に、以下の手続きを経て行います。

- ・ 組織としての検討・決定
- ・ 個別支援計画への記載
- ・ 本人・家族への説明
- ・ 記録の作成

やむを得ず身体拘束を行うときには、身体拘束の解消に向けた統一的な取組み方針を決定していくために、個別支援会議などにおいて組織として慎重に検討・決定することと、利用者本人や家族に十分に説明し、了解を得ることが必要です。そして、事前にマニュアルなどを整備しておくことにより、組織としての考え方や手続きを統一しておきます。個別支援計画には、やむを得ず身体拘束を行う際の態様及び時間、緊急やむを得ない理由を記載するとともに、身体拘束を行った際にはそれらの事項を記録します。

(参考) 大阪府指定障害者支援施設の指定並びに人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(大阪府条例第 108 号)

(身体拘束等の禁止)

第 51 条 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行ってはならない。

2 指定障害者支援施設は、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由等を記録しなければならない。

3 指定障害者支援施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の会議を定期的に関くとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

4 前項第一号の委員会の会議は、テレビ電話装置等を活用して開くことができる。

※指定障がい福祉サービス事業者、指定障がい児通所支援事業者、指定障がい児入所施設の基準条例にも同様の規定あり。

(参考) 身体拘束廃止未実施減算

平成 30 年度障がい福祉サービス等報酬改定において、身体拘束等の適正化を図るため、身体拘束等に係る記録をしていない場合について、基本報酬を減算する「身体拘束廃止未実施減算」が創設されました。

また、令和 3 年度障がい福祉サービス等報酬改定において、身体拘束等の適正化の更なる推進のため、運営基準において施設・事業所が取り組むべき事項として、身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的(1 年に 1 回以上)に開催すること、身体拘束等の適正化のための指針を整備すること及び従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的(年に 1 回以上)に実施することが追加されました。これらを満たしていない場合にも、身体拘束廃止未実施減算の対象となりました。

〔 減算額：施設・居住系サービス…基本報酬の 10%
訪問・通所系サービス…基本報酬の 1% 〕

【性的虐待の防止】（国マニュアル P138～140）

（１）性的虐待の特徴

性的虐待は、他の虐待行為よりも一層人目に付きにくい場所を選んで行われることや、被害者や家族が人に知られたくないという思いから告訴・告発に踏み切れなかったり、虐待の通報・届出を控えたりすること等の理由により、その実態が潜在化していることが考えられます。

また、成人の障がい者に対して行われる事案もありますが、放課後等デイサービス等を利用する障がい児に対して行われる事案も報告されています。近年の特徴として、携帯電話やスマートフォンのカメラ機能を悪用し、わいせつ行為を撮影し記録に残したり、SNS等を通してわいせつな画像を送付させるといった悪質な犯行もみられています。

さらに、「障がい者なら被害が発覚しないと思った」などの卑劣な理由から、採用されて勤務を開始した直後から犯行に及び、利用者と二人きりになる場面を見計らって継続的に虐待を繰り返したり、利用者の恋愛感情につけ込んで、事業所の内外で関係を持つなどの悪質な事案も報道されています。支援者と利用者という援助関係においてそうしたやり取りや関係性を持つことは厳に慎むべきであることは言うまでもありませんが、利用者側の障がい特性や依存傾向なども影響して、発見が遅れてしまったり、周囲もなんとなくおかしいと思いながらも特に問題視せずに推移してしまったりすることもあります。

これらの虐待は、被害に遭った利用者の情緒が急に不安定になったなど本人の様子の変化を家族が不審に思ったり、虐待者である職員が異性の利用者とはばかり接する等の問題行動があることに他の職員が気付いたりすることなどが、発見の端緒になっている場合があります。また、本人や家族が二次被害を恐れて性的虐待を受けた事実を周囲に相談することや、市町村に通報することが難しいという課題もあります。

（２）自治体における性的虐待の防止に向けた対応

自治体においては、利用者には何らかの障がいがあり、被害を訴えたらサービスの利用ができなくなるかもしれないといった心配があるなど立場も弱く、意思の表明も難しい状況があることを踏まえて対応する必要があります。虐待の判断に当たっては「本人の自覚」や「加害者の自覚」は問わないこととしています。虐待をしている職員が、その立場や利用者の障がいにつけ込んで関係性を持っている可能性があることを常に意識して、厳格な対応を行う必要があります。

「刑法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 72 号）」が平成 29 年 7 月に施行され、性犯罪については、「非親告罪」（告訴がなくても起訴できる犯罪）とされました。また、「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 66 号）」が、令和 5 年 7 月に施行されます。この改正により、「不同意性交等罪」や「不同意わいせつ罪」の適用要件が改正され、心身の障がいがあることにより、同意しない意思を形成・表明・全うすることが困難な状態にさせ、又はその状態にあることに乗じて、性交等をした者は、5 年以上の有期拘禁刑に処することとされました。

刑事訴訟法第 239 条第 2 項では、公務員はその職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない旨が規定されています。したがって、性的虐待の対応においては、市町村、都道府県が事実関係を把握した段階やその後調査を進める中で、警察等への被害の届出、告発の要否を適正、迅速に判断し、必要に応じ、被害者による被害の届出の支援や行政として告発を行うことが求められます。ただし、被害の届出の支援や告発については、被虐待者本人や家族の心情やフラッシュバック等の二次被害が生じないよう配慮が必要です。

（４）対応方針検討会議

施設従事者等による虐待における対応方針検討会議では、本人及び事業所への事実確認を行った結果、それらの事実を整理し、虐待の事実が認められるか、または、更に事業者指導担当と共同して事実確認を行う必要があるか、などを検討します。

《市町村による指導》

市町村は自らが支給決定をした障がい者の支援を適切に行うために必要があると認めたときは、障がい者福祉施設等に対して口頭または文書により指導を行うことがあります。

（５）都道府県への報告

対応方針検討会議を行った結果、虐待の事実が認められた場合や、更に事業者指導担当と共同して事実確認を行う必要がある場合には、速やかに事業者指導担当及び事業所の所在地の都道府県に報告します。（都道府県への報告：法第17条）

（参考）法第 17 条（一部抜粋、改編）

市町村は、・・・通報又は・・・届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関する事項を・・・当該障害福祉サービス事業等の事業所の所在地の都道府県に報告しなければならない。

（参考）施行規則第2条 市町村からの報告 （一部抜粋、改編）

市町村は・・・通報又は・・・届出を受け、当該通報又は届出に係る事実の確認を行った結果、・・・障害者福祉施設従事者等による障害者虐待・・・の事実が認められた場合、又は更に都道府県と共同して事実の確認を行う必要が生じた場合には、次に掲げる事項を・・・障害者福祉施設又は同項に規定する障害福祉サービス事業等の事業所・・・の所在地の都道府県に報告しなければならない。

- ① 障害者福祉施設等の名称、所在地及び種別
- ② 障害者福祉施設従事者等による虐待を受けた又は受けたと思われる障害者の氏名、性別、年齢、障害の種類、障害支援区分・・・その他の心身の状況
- ③ 障害者福祉施設従事者等による虐待の種別、内容及び発生要因
- ④ 障害者福祉施設従事者等による虐待を行った障害者福祉施設従事者等・・・の氏名、生年月日及び職種
- ⑤ 市町村が行った対応
- ⑥ 障害者福祉施設従事者等による虐待が行われた障害者福祉施設等において改善措置が採られている場合にはその内容

※大阪府への報告は、様式8を使用してください。（最新版：令和7年3月）

（６）その後の対応について

施設従事者等による障がい者虐待が発生した場合、社会福祉法や障害者総合支援法等による指導監査の権限に基づく立入検査や報告徴収などを通じて、施設に対して適切な指導監査を行うことにより、組織的な虐待及び不適切な支援を根本から改善することが大切です。

障がい者に対する生活支援等については援護の実施市町村が担当することとなり、障がい者が生活を円滑に行えるよう、市町村は調査及び報告を終えた後も、関係機関と連携した対応をすることが必要になります。

《ポイント》

- ☐ 事業者指導担当への報告後、必要に応じて再度虐待を受けていないか、心身の状況に変化はないか等について利用者本人や家族等から確認し、従来の相談支援対応等に移行します。
- ☐ 事案について事業所から被虐待者やその家族等に経緯の説明と再発防止策について説明するよう事業所に助言して下さい。

＜参考＞障がい児入所施設における虐待の対応について

障がい児入所施設の入所児童に対し、施設職員等から虐待が行われた場合の対応は、児童福祉法に規定されている、被措置児童等虐待防止のための枠組みが適用されます。（障害者虐待防止法の適用範囲外）

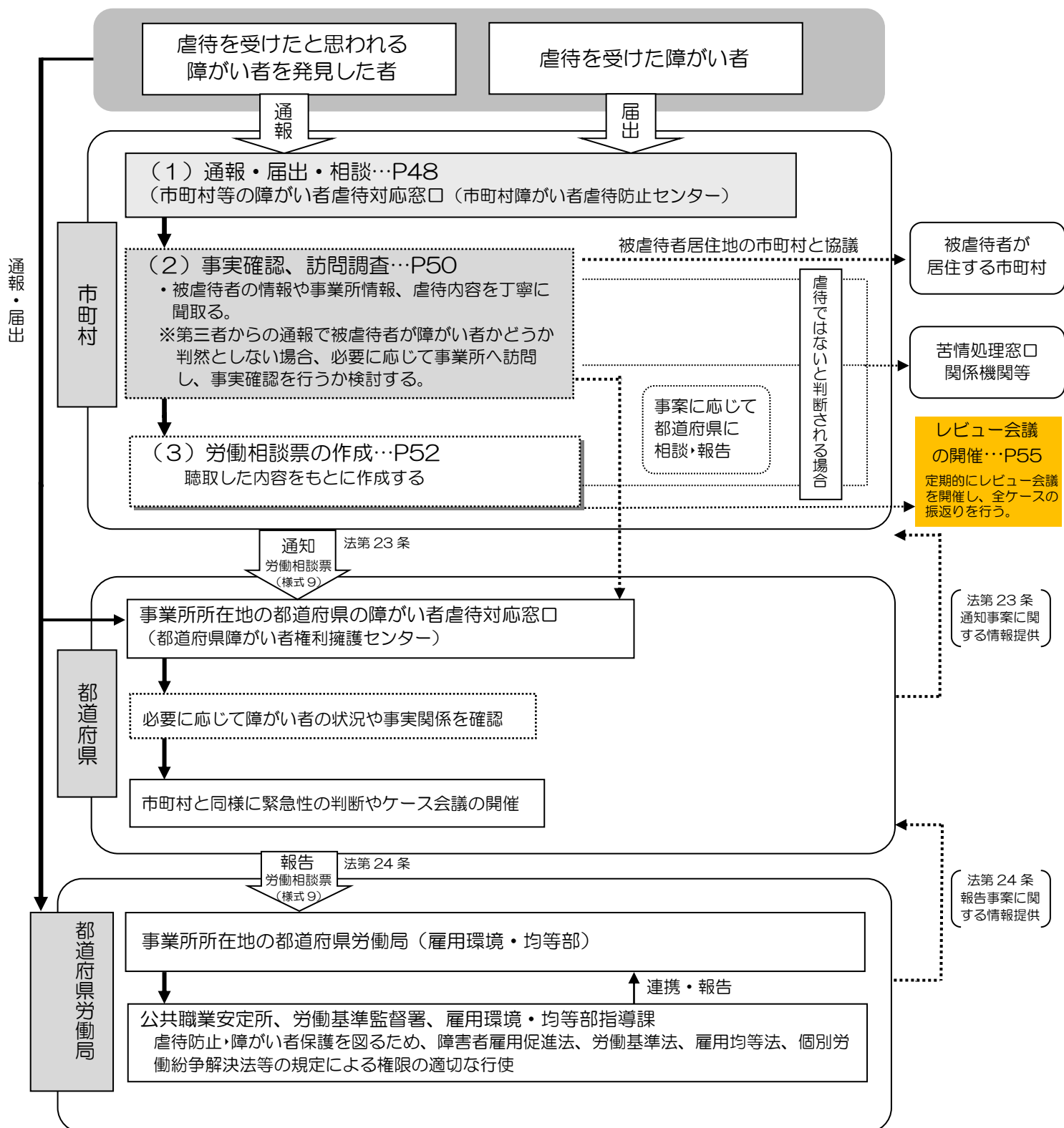
被措置児童とは…里親等に委託されている児童、児童養護施設や障がい児施設等に入所している児童（契約入所の児童を含む）、一時保護もしくは一時保護委託をされている児童

虐待を受けたと思われる被措置児童等を発見した人には、通告義務が課せられており、発見した人は通告受理機関へ通告しなければならないことになっています。

通告受理機関 (児童福祉法第 33 条の 12)	都道府県（及び大阪市、堺市）の設置する福祉事務所、児童相談所、措置を講ずる権限を有する都道府県の行政機関、都道府県児童福祉審議会若しくは市町村又は児童委員を介して、都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、都道府県の行政機関、都道府県児童福祉審議会若しくは市町村
-----------------------------	---

3-3. 使用者による障がい者虐待について

◆使用者による障がい者虐待対応の流れ



※ 市町村は調査・通知後も必要に応じ、被虐待者の様子の確認や必要な生活支援を行います。
 ※ 事案によっては、都道府県労働局と協働して調査する場合があります。
 ※ 厚生労働大臣は、法第 28 条に基づき毎年度使用者による虐待の状況等を公表します。

(1) 相談・通報・届出

使用者による障がい者虐待について、通報等を受けた市町村は、通報者への聞き取り等の初期対応を行った上で、情報を整理して労働相談票にまとめ、速やかに府へ通知します。基本的な対応姿勢や、心掛けておくべきポイントは、養護者・施設従事者等による虐待の通報等への対応と同様です。加えて使用者による障がい者虐待の場合には、通報等の聞き取り時点から以下の点についても留意します。

※虐待者が「同僚」であっても、実態として指示命令を行ったり指導的立場にあったりするなど、使用者に該当する可能性もあります。使用者にあたるか判断が難しい場合であっても、虐待通報の通常の対応により聞き取り等を行います。

《ポイント》

調査等を行う市町村

- ☐ 通報を受けた市町村と被虐待者の居住地の市町村が異なる場合、速やかに居住地の市町村に連絡を行います。
- ☐ 居住地市町村においては、住民基本台帳や手帳情報等により、被虐待者の情報を幅広く収集します。
- ☐ 居住地の市町村がわかっているが、被虐待者から「居住地市町村には連絡しないでほしい」との意向がある場合、居住地市町村が事業所調査を行うことで被虐待者が届出したことが判明してしまう場合などでは、通報を受けた市町村が事実確認を行います。
- ☐ 居住地の市町村がわからない場合は、通報を受けた市町村が事実確認等を行います。調査過程の中で居住地市町村が判明した事案については、居住地市町村に引き継ぎます。
- ☐ 被虐待者が複数で、それぞれの居住地市町村が異なる場合は、必要に応じて大阪府が市町村間の調整を行います。
- ☐ 事業所の情報については、インターネット等を用い、所在地や業務内容、事業所規模等、分かる範囲で収集します。

具体的・客観的な聴取

- ☐ 通報の聞き取りでは、労働相談票（様式9）の内容に沿って確認します。事業所への通知の諾否、「通報・届出の有無」、「通報者氏名の通知」「被虐待者氏名の通知」の諾否については、必ず通報者に確認します。
- ☐ 他にも障がい者は雇用されているかどうか、雇用されている場合はその状況（通報と同様の状況があるか、居住地はわかるか等）についても確認します。
- ☐ 緊急性が高いと判断した場合、状況によって警察への通報を検討するとともに、大阪府を通じて労働局へ連絡を入れ、関係機関が連携した対応を行います（※緊急性が高いと思われる状況例についてはP16参照）。
特に、住込み労働においては、閉鎖性が高く、緊急性の判断が難しいことにより、放置しておくくと重大な結果を招くおそれがあるため、被虐待者の安全確保の方法についても検討します（P24「Ⅰ.緊急介入が必要な場合」参照）。
- ☐ 悪質な事案については、速やかに事業所所在地の都道府県を経由して、事業所所在地の都道府県労働局に報告し、協力して対応することが必要です。
判断に迷う等あれば、まずは事業所所在地の都道府県を通じて都道府県労働局と対応を協議します。

通報者等に確認・説明する事項

- ☐ 通報者（届出者）等に事業所調査時に配慮すべきことがあるかなどを確認します。
- ☐ 「通報者の秘密」は守られることを説明します。（P13 参照）
- ☐ 障がい者虐待の通報等を行った労働者等は、通報等をしたことを理由に解雇その他不利益な取り扱いを受けないと規定されていることを伝えます。

（参考）法第22条第4項（一部抜粋、改編）
労働者は、…通報…又は届出をしたことを理由として解雇その他不利益な取り扱いを受けない。

- ☐ 公益通報を行った場合、通報者に対する保護が規定されています。（P40 参照）
※ 通報者から対応の結果等の報告を求められた場合の対応については、P14 を参照

就労継続支援A型の場合

就労継続支援A型に関する相談・通報・届出であって、当該事業所と利用者が雇用契約を結んでいる場合は、施設従事者等による虐待と使用者による虐待の両方に該当します。（P40 参照）この場合、虐待への具体的な対応は、それぞれの業務内容や権限に基づき、市町村・大阪府・大阪労働局が緊密な連携を取ることが必要です。市町村が通報等を受けた場合は、大阪労働局との合同による事実確認調査も考えられることから、まずは大阪府へご一報ください。

【労働局が行使しうる主な権限】

（１）労働基準法（労働基準監督署）

第101条等	事業場、寄宿舍その他の附属建設物の臨検、帳簿及び書類の提出、使用者若しくは労働者に対する尋問
第104条の2等	使用者又は労働者に対する必要な事項の報告、出頭の命令

（２）障害者の雇用の促進等に関する法律（公共職業安定所）

第17条	障がい者に対する作業の環境に適應させるために必要な助言又は指導
第18条	雇用主に対する雇入れ、配置、作業補助具、作業の設備又は環境等についての助言又は指導
第82条	事業主等に対する障がい者雇用の状況等の報告命令、事業所の立入、関係者への質問、帳簿書類等の検査

（３）雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（雇用環境・均等部指導課）

第17条	性別を理由とする差別等に関する紛争の当事者に対する必要な助言、指導又は勧告
第18条	紛争の当事者の機会均等調整委員会への調停
第29条	事業主に対する報告又は助言、指導若しくは勧告

（４）個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（雇用環境・均等部指導課）

第4条	個別労働関係紛争の当事者に対する必要な助言又は指導
第5条	当事者から申請があった場合の紛争調整委員会のあっせん

（５）労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（雇用環境・均等部指導課）

第36条	事業主に対して雇用管理上必要な措置についての報告の請求
------	-----------------------------

(2) 事実確認・訪問調査

市町村は、養護者による虐待の場合同様、使用者による障がい者虐待に関する相談・通報・届出を受けた場合も、速やかにその内容に関する事実の確認を行い、労働相談票を作成し、大阪府に通知します。なお、事業所への調査については、事業所の協力の下に行われるものであり、使用者による障がい者虐待の有無の判断については、都道府県労働局にて行われます。

《ポイント》

① 被虐待者の安全確認・事実確認

- ☐ 必要であれば、被虐待者に直接会い、安全かどうかを確認するとともに、被虐待者自身から事情を確認します。
- ☐ 被虐待者に対し、面談・調査の趣旨、担当職員の身分・職務、守秘義務に関する説明を丁寧に説明します。
- ☐ 今後の事業所調査について説明します。この時に被虐待者が配慮してほしいことを確認します。ただし、被虐待者が事業所訪問を拒否する場合であっても、そこで虐待対応をすぐに終結してしまうのではなく、被虐待者の意向に配慮しながら、市町村としての対応を検討することが必要です。
- ☐ 使用者による虐待では労働相談票（様式9）の内容について確認していきます。その際、雇用条件や勤務実態についても被虐待者に確認することが必要です。そこから別の問題が発見されることもあります。
- ☐ 被虐待者の同僚や関係機関から通報・届出がなされている事案で、被虐待者と連絡がとれない場合は、集められる情報を基に労働相談票を作成します。なお、被虐待者自身の意向が確認できない場合は、事業所に対してどこまで情報を提供するか、慎重な検討が必要です。

＜労働相談票の内容以外に確認した方がよい内容例＞

- ・雇用契約書による雇用条件について
（契約書がなくても雇用関係にあると判断される場合もあるため、使用者虐待として対応することが必要になる場合もあります）
- ・給与明細や勤務表により賃金支払いの実態について
- ・出退勤の管理方法（タイムカード等）
- ・本人からの相談の場合、事業所に何を求めているか等の本人の意向を確認する
例）事業所への指導、未払いの賃金支払い、雇用継続等
※本人が求めている内容によって労働局の対応する部署が変わるため

など

- ☐ 虐待について上司が認識しているかどうか、認識している場合にはどのように対応しているか、日頃から相談しやすい体制があるか等、事業所が問題解決に向けて動いていることについても確認しておくことも重要です。
→ 事業所の責任者が問題を把握しているにも関わらず、解決のための策を講じていない場合、責任者による「放置等」にあたります。
- ☐ 他に障がい者が雇用されているかどうか、及びその状況についても確認します。

経済的虐待の場合

最低賃金法違反、給与の未払い等の経済的虐待については、被虐待者氏名の通知が「否」の場合であっても、労働基準監督署は事業所へ調査を行うことが可能です。経済的虐待が疑われる場合、市町村が事業所に調査を行う前に、速やかに労働相談票による通知を行うことが重要です。

② 事業所への事実確認

- ☐ 市町村においては、相談・通報・届出により得られた情報を基に、労働相談票を作成し、大阪府に通知します。
- ☐ 通報・届出により得られている情報が十分でない、あるいは通報内容等が不鮮明である場合等、必要に応じて事業所への事実確認を行うかを検討します。
例）第三者からの通報で被虐待者が障がい者か判然としない場合等
- ☐ 使用者による虐待の対応においては、市町村・大阪府には事業所に対する指導権限がないため、事業所調査を行う場合は、基本的には事業所の協力の下に行います。
- ☐ 事業所の協力を得られず、障がい者の安全確保等の必要がある場合には、速やかに市町村は事業所所在地の都道府県を経由して、事業所所在地の都道府県労働局に報告し、都道府県労働局が行う調査に同行する等、連携して対応することを検討します。
- ☐ 事業所への連絡や訪問する際、通報者が明らかにならないよう注意し、訪問目的について説明します。
- ☐ 通報内容の確認では、内容に合わせて柔軟に調査の仕方を考える必要があります。

<具体的な事実確認の内容（例）>

- ・事業所全体の目視等による調査
 - …就労・休憩環境の確認（場所、温度・湿度、危険性等）
- ・事業所の責任者・人事担当者に対して調査
 - …通報内容に関する事態の把握の有無
 - …通報内容に関する事態の経過
 - …虐待者と被虐待者の関係、それぞれの就労状況の確認
 - …業務内容、1日の勤務スケジュール、組織規模・形態（指示命令系統）、相談体制等の確認
 - …事業所としての対応策の確認（これまでに行ったこと、今後行うこと）
- ・必要に応じて、虐待者や他の従業員へも調査
（※事実確認内容によって、誰が何を話したか個人が特定されないよう、従業員の聴取は必ず複数名に対して行うこと。また話しやすくするため、事業所責任者は同席させないなどの配慮が必要）

- ☐ 住込み労働の場合は、生活している居室等の生活環境も確認します。
- ☐ 被虐待者の安全確保については、被虐待者の心身の状況や地域の社会資源の実情に応じて、保護の手段を検討します。（P24 「Ⅰ.緊急介入」参照）

◆事業所による自主的な改善の必要性や、今後の労働関係機関による調査・指導にスムーズにつなげる必要があると判断されるときには、以下の点を事業所に伝えることも検討します。

《ポイント》

- ☐ 調査結果を細かく事業所に伝達する必要はありませんが、責任者等に伝えておくことで、事態の改善につながることがあれば伝達します。ただし、通報者・被虐待者・発言者が不利益を被らないよう、伝達する内容については注意を払う必要があります。
- ☐ 障害者虐待防止法の趣旨や使用者の責務等についての説明を行います。
- ☐ 今後、労働関係機関による調査の可能性があると伝えておきます。

（３）労働相談票作成・都道府県への通知

聴取した通報内容や事業所への事実確認を行った内容をもとに労働相談票を作成し、事業所所在地の都道府県へ通知する等の対応について判断します。

《ポイント》

- ☐ 調査を行った市町村は、「労働相談票」（様式９）を作成し、都道府県へ通知します。（法第 23 条）。
虐待が明らかないと判断できる場合を除き速やかに通知します。通知を受けた都道府県は事業所の所在地を管轄する都道府県労働局へ報告します。（法第 24 条）（虐待の判断は労働局が行います。）
- ☐ 労働相談票の作成にあたっては、虐待の可能性があると分かる内容を中心に整理した調査記録と収集した資料も添付します。

（参考）法第 23 条（一部抜粋、改編）

市町村は、・・・通報又は・・・届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る使用者による障害者虐待に関する事項を・・・当該事業所の所在地の都道府県に通知しなければならない。

（参考）施行規則第 4 条 市町村からの通知 （一部抜粋、改編）

市町村は、・・・通報又は・・・届出を受け、当該通報又は届出に係る事実の確認を行った結果、・・・使用者による障害者虐待・・・の事実が認められた場合、又は更に都道府県と共同して事実の確認を行う必要が生じた場合には、次に掲げる事項を・・・事業所の所在地の都道府県に通知しなければならない。

- ① 事業所の名称、所在地、業種及び規模
- ② 使用者による虐待を受けた又は受けたと思われる障害者・・・の氏名、性別、年齢、障害の種類、障害支援区分その他の心身の状況及び雇用形態
- ③ 使用者による虐待の種別、内容及び発生要因
- ④ 使用者による虐待を行った使用者・・・の氏名、生年月日及び被虐待者との関係
- ⑤ 市町村が行った対応
- ⑥ 使用者による虐待が行われた事業所において改善措置が採られている場合にはその内容

（※大阪府への通知は、様式 9 を使用してください。）

（参考）法第 24 条（一部抜粋、改編）

都道府県は、・・・通報、・・・届出又は・・・（市町村からの）通知を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報、届出又は通知に係る使用者による障害者虐待に関する事項を、・・・当該事業所の所在地を管轄する都道府県労働局に報告しなければならない。

（４）その後の対応について

使用者による障がい者虐待が発生した場合、労働条件や雇用管理の面から事業所に対する労働法規に基づく権限行使等は都道府県労働局が、障がい者に対する生活支援等については市町村が担当することとなります。障がい者の生活を回復させることが重要であるため、市町村は調査及び通知を終えた後も、関係機関と連携した対応をすることが必要になります。

《ポイント》

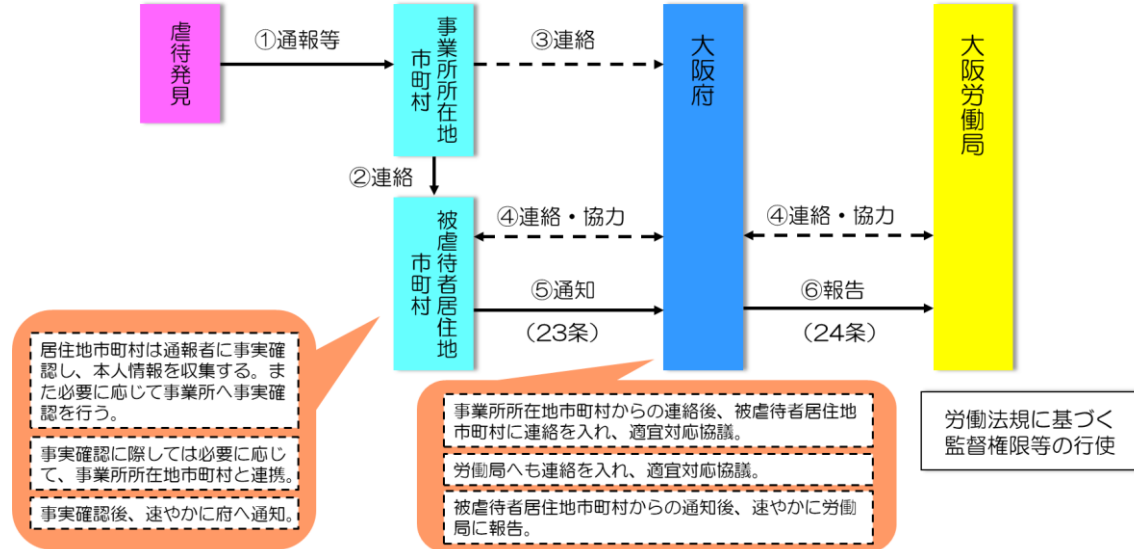
- ☐ 調査・通知を行った後も被虐待者や家族から時々近況を把握し、虐待の状況が解消しているか確認します。
- ☐ 同様のことがあったときに被虐待者が相談できる支援機関（相談支援事業所、障害者就業・生活支援センター等）につなげ、早期発見できるような体制を作ります。
- ☐ 労働機関より市町村に、連携が求められた場合は、対応方針を協議し、連携して事案に対応していくことで、その後の虐待の発見や、被虐待者への支援が円滑になされることにつなげていきます。

労働局へ法第 24 条の報告をした後も、虐待行為が継続しているなど、深刻な被害を生んだりしているような場合には、市町村と労働機関が密に連絡を取り合い、対応していくことが求められます。場合によっては、警察への通報や安全確保等も検討する必要があります。

市町村に使用者による虐待通報等があった場合の対応フロー

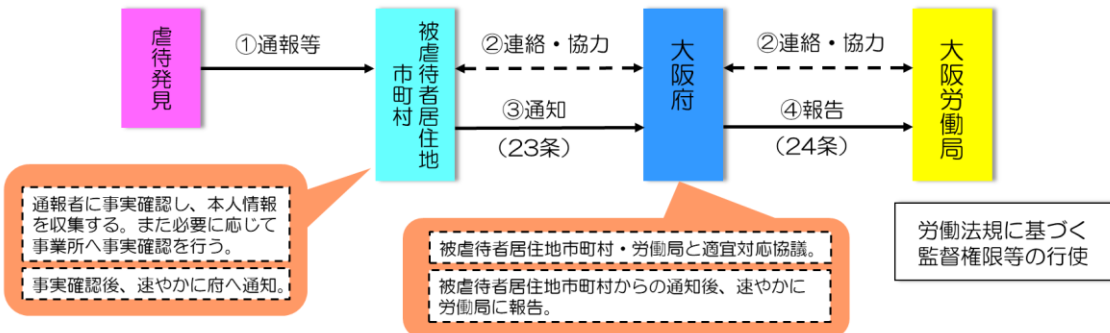
事業所所在地の市町村に通報等が入った場合

事業所所在地市町村は通報受理後、被虐待者居住地市町村へ連絡。
連絡を受けた被虐待者居住地市町村は必要に応じて事実確認を行い、速やかに府に通知を行う。
府は市町村からの通知により、速やかに大阪労働局に報告を行う。



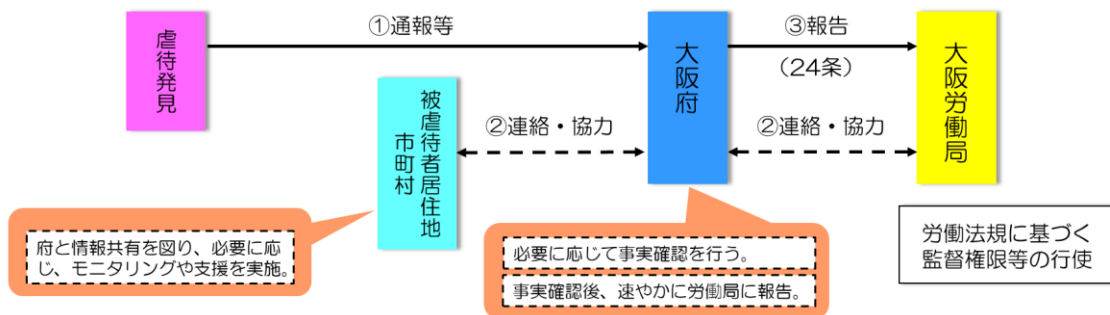
被虐待者居住地の市町村に通報等が入った場合

被虐待者居住地市町村は通報受理後、必要に応じて事実確認を行い、速やかに府に通知を行う。
府は市町村からの通知により、速やかに大阪労働局に報告を行う。



大阪府に通報等が入った場合

府は通報受理後、必要に応じて事実確認を行い、速やかに府に通知を行う。



3-4. レビュー会議について

レビュー会議は、市町村で通報等を受理した虐待事例全ケースの進捗管理を複数の視点でチェックし、組織としての振り返りを行う場です。対応が滞っているケースの見落としや、判断が個人の見解に偏ってしまわないよう、担当者や、責任者個人によるケースの進捗管理ではなく、できるだけ複数の関係者（課長、担当者、必要に応じて関係機関）が出席した会議の場で、組織として進捗管理できる体制を整えることが重要です。

養護者虐待ケースのレビュー会議では、3 ヶ月～6 ヶ月程度に 1 度、対応にもれがないか適切に対応できているか判断するため、障がい者虐待対応レビューシートの進捗管理用に、定点で全てのケースの直近の状況を記載したものを活用し、組織として全ケースを横並びで振り返り、判断を行います。

レビュー会議の場では、必要に応じ、ケースの担当者等から直近の状況がより具体的にわかるよう報告します。

レビュー会議でリスクを感じたケースについては、別途、モニタリングを行ったり、個別の対応方針検討会議を開催し検討を行います。

《ポイント》

- ☐ レビュー会議の構成メンバーと開催頻度の目安を定めておき、進捗管理用シートを記載する者、レビュー会議で各ケースの報告を行う者など役割を決め、1 件 5 分程度を目安に円滑に進められるようにしておきます。（原則は各ケースの担当者が行います。）
- ☐ モニタリング、対応方針検討会議が適切な時期に行われているか確認します。（P36 参照）
- ☐ 連絡がつかないケースや困難ケースの担当者の抱え込みがないか確認します。
- ☐ 虐待レベルの変動や気になるリスクはないか確認します。
- ☐ 終結や継続的支援の判断が適切にされているか確認します。
- ☐ レビュー会議後に、明らかになった課題は、進捗管理用シートに記載し、各担当者が共有するとともに、次回レビュー会議で確認します。

また、レビュー会議の際には、施設従事者等虐待における大阪府への報告（法第 17 条）、使用者虐待における大阪府への労働相談票による通知（法第 23 条）を速やかに行っているか確認を行います。

【参考】府内市町村におけるレビュー会議の実施状況・体制について

※虐待件数、担当課の体制等に応じてレビュー会議を開催し、事案の振り返りや組織的な対応のフォローにつなげています。

【実施例】

●パターン A
出席者：障がい福祉主管課職員、委託相談事業所（2カ所）職員 実施頻度：毎月1回 位置づけ：自立支援協議会の権利擁護部会の中で実施 準備作業：年度当初からの新規ケースと継続ケースすべてについて、各担当から確認した直近の状況を一覧にした資料を作成 検討時間：1回の会議につき1時間以内
●パターン B
出席者：障がい福祉主管課長・課長代理・係長・係員 実施頻度：4か月に1回程度 準備作業：虐待対応担当者が進捗管理用シートを記載 検討時間：1時間強 ・1ケースにつき10～15分程度 ・1回5事例程度
●パターン C
出席者：障がい福祉主管課次長、虐待担当職員4人（委託先含む）、医師、弁護士、委託相談支援事業所代表2人、自立支援協議会権利擁護部会代表2人、保健所精神保健福祉相談員、各福祉事務所 実施頻度：3ヶ月に1回 位置づけ：市障害者虐待防止対策事業実施要綱に基づく 準備作業：外部の出席者との調整 検討時間：1回2時間～2時間半 ・新規虐待判断ケース約10件(80分)・虐待判断しなかったケース約10件(15分) ・継続ケース約15件(15分) ・通報状況の報告
●パターン D
出席者：障がい福祉主管課虐待担当係長1人、虐待防止センター職員1人 今後は、課長補佐級又は課長級を交えて5人程度の規模で実施していきたい 実施頻度：6か月に1回 位置づけ：位置づけは現在は無いが、ゆくゆくは虐待防止ネットワーク会議の委員から数名を加え、規模を大きくしたい 検討時間：1ケースにつき5～30分
●パターン E
出席者：虐待防止センター担当係長、虐待業務主担職員 実施頻度：1年に2回 準備作業：会議では紙資料ではなくレビューシートを映写して進める 検討時間：7ケースを約1時間程度 ・1ケースにつき約10分

3-5. 障がい者虐待対応専門職派遣事業について

障がい者虐待に対してより適切な対応を行うため、各市町村で大阪弁護士会および大阪社会福祉士会と契約を行うことにより、障がい者虐待対応を検討する際（ケース会議・対応方針検討会議等）に、弁護士・社会福祉士の専門職チームを活用することができます。この事業は、対応の方法や判断のポイント等について、専門的視点からの助言及び情報提供を受けることを目的としています。（国マニュアルP40）

◆虐待対応で、こんなことに困っていませんか？

「事実確認の方法が難しい…」

「虐待判断をするのに、根拠はこれで十分なのだろうか？」

「虐待対応は終結したが、その対応でよかったのか見直したい」

「分離保護すべきケースか判断に迷っている」

⇒このような場合に、障がい者虐待対応専門職派遣事業の活用が有効です。

◆障がい者虐待対応専門職派遣事業を契約し、活用するメリットは？

◎これまでに得た情報の整理ができて、不足している情報がわかる

◎ケースを見直して全体像をつかみ、客観視することができる

◎情報を整理し、対応方針を見直すことで、管理職を含む複数の職員間で方針を共有できる

◎専門相談で得た助言を蓄積していくことで、虐待判断や対応のポイントがわかる

◎専門職が各市町村に出向き会議に参加するため、現場関係者が直接相談できる

専門相談における専門職からの発言は「助言」であり、市町村ではその内容を参考にし、ポイントを押さえたうえで、組織として対応方針の決定を行うためのものです。

障がい者虐待対応の主体となる市町村において、対応の各段階での適切な判断の一助とするため、現在契約されていない市町村については、府の派遣事業をご活用いただき、各市町村での契約についても検討ください。なお、本事業は地域生活支援促進事業のメニューの「障害者虐待防止対策支援」において、補助金の活用が可能です。

大阪府では、大阪弁護士会及び大阪社会福祉士会と契約し、市町村における障がい者虐待対応のため、弁護士・社会福祉士の専門職チームの派遣事業を実施しています。対象市町村は、原則として、専門職派遣について大阪弁護士会及び大阪社会福祉士会と契約に至っていない市町村とします。該当するケースがあれば、大阪府障がい者権利擁護センター（連絡先は裏表紙参照）へ相談ください。

＜参考＞大阪府での専門職チーム派遣の流れ

- ①府障がい者権利擁護センターへ連絡。ケース概要を確認し、専門職チームの派遣について協議させていただきます。
- ②障がい者虐待対応にかかる専門相談依頼書（様式 12）に相談内容、ケース概要、会議日程を記入し、送付してください。会議日程は、市町村で調整いただいた日程の候補を複数記載ください。なお、専門職派遣実施までに 10 日ほど要しますので、急な場合はその旨相談ください。
- ③日程調整後、大阪府より、弁護士会、社会福祉士会へ専門職派遣の依頼をします。担当の弁護士、社会福祉士が決まりましたら、市町村へお知らせします。
- ④会議の実施 ※府の担当者＜障がい福祉企画課、生活基盤推進課（施設従事者虐待の場合のみ）＞も同席します。
- ⑤会議終了後、府へ会議録（概要）の提出をお願いします。

【留意事項】

- *会議時間は、原則として午前中の 2 時間です。また、会場は各市町村内で確保してください。
- *会議に同席できるのは、市町村及び基幹相談支援センター、虐待防止センター職員のみです。関係する施設従事者や民間事業者の同席はできません。なお、市町村障がい者虐待対応担当部局の管理職の出席が必要です。

4. 障がい者虐待対応様式マニュアル

- ・対応の各段階に応じて、必要な様式を使用しているか、また受付から終結までの一連の対応の流れを把握しやすいよう管理票を作成。
- ・通報ごとにこの管理票を作成すること。

障がい者虐待ケース管理票										様式1	
【養護者】											
受付年月日			令和		年		月		日		
受付回数			第		回目受付						
被虐待者氏名	・初回の受付なのか、複数回通報があり、受付があるのかを把握するためこの欄を作成。 ・初回の通報なら「第1回目受付」とし、2回目以降はその回数を記入。 ・受付回数が多くなるにつれて、リスクも高くなる。 ※カウントについては市町村ごとの保存期間に合わせる										
生年月日					年						
様式2～5、 記録	☐ 受付チェックシート										
	☐ 初動対応会議 → ☐ 虐待事案ではない ※ ここにチェックがつけば、対応終結年月日へ										
	☐ 世帯状況シート										
	☐ 対応の記録										
	☐ アセスメントシート										
	☐ 対応方針検討会議シート										
虐待の判断	☐ 虐待あり		☐ 現段階では判断できず		☐ 虐待なし						
様式6	☐ モニタリングシート				☐ モニタリング実施せず						
☐ 上記、各項目にチェックがついていない（虐待なしの場合は様式6は不要）											
↓											
対応終結年月日			令和		年		月		日		

- ・虐待対応は介入を伴う緊急の対応のため、必ず対応の終結が必要。そのため対応終結年月日を記載し、終了すること。

障がい者虐待ケース管理票

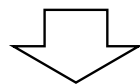
様式1

【従事者】

受付年月日		令和		年		月		日	
法人名									
事業所名									
サービス種別									
事業者番号									
所在地									
電話番号									
被虐待者氏名									
生年月日				年		月		日	
様式2～6、 記録	☐ 受付チェックシート ☐ 初動対応会議								
	☐ 世帯状況シート ※必要があれば作成								
	☐ 対応の記録								
	☐ アセスメントシート								
	☐ 対応方針検討会議シート								
	☐ モニタリングシート ※必要があれば作成								
虐待の判断	☐	虐待あり	☐	現段階では 判断できず			☐	虐待なし	

・従事者虐待については、事業所情報を管理票に記載し、ケース管理を行う。

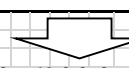
☐ 上記、各項目にチェックがついている
(虐待ありの場合)



・事業者指導担当への報告日、17条報告日を記載し、終結すること。

事業者指導担当 への報告日		令和		年		月		日	
法17条報告日		令和		年		月		日	

- ・この受付チェックシート（様式2）では、通報が入った際、各項目に沿って聞取りを行う。
 - ・聞き取った内容を基に初動対応会議において、通報時の虐待種別、緊急対応の有無、初動対応を管理職も含めた組織で決定する。
 - ・新様式では必要最低限の項目に留めており、本人の詳細については世帯状況シート（様式3）を作成する。
- ※使用者虐待の通報が入った際には、府の様式は使用せずに労働相談票に項目に沿って聞取りを行い、労働相談票を作成し、府に通知する。

障がい者虐待(通報等)受付チェックシート										様式2		
受付日	令和 年 月 日 時 分 ~ 時 分									☐ 電話	☐ 来所	☐ その他 ()
受付機関	☐ 市(町村)障がい福祉課 ☐ 市(町村)虐待防止センター									対応者:		
通報等に係る虐待の種別	☐ 養護者虐待 ☐ 施設従事者等による虐待											
相談・通報・届出者について	氏名	☐ 匿名 所属機関名										
	住所	電話番号										
	本人との関係	☐ 本人 ☐ 家族・親族 () ☐ 近隣住民・知人 ☐ 警察 ☐ 当該市町村行政職員 ☐ 相談支援専門員、施設従事者等 () ☐ その他 ()										
	通報者へ連絡	☐ 承諾 ☐ 拒否										
通報内容												
※いつ、誰から、どのような行為があったという内容や頻度、回数等を具体的に記入すること												
本人の状況	ふりがな	☐ 男 ☐ 女 電話番号										
	氏名	☐ 不明 生年月日 年 月 日 年齢 歳										
	現住所	☐ 自宅 ☐ 施設 () 住所 ()										
	障がい種別	☐ 身体障がい ☐ 知的障がい ☐ 精神障がい(発達除く) ☐ 発達障がい ☐ その他(疑い含) () ☐ 身体障がい者手帳 () 級 ☐ 療育手帳 () ☐ 精神保健福祉手帳 () 級										
	日中活動等	☐ 福祉サービス () ☐ 職場 () ☐ その他 ()										
	特記事項											
虐待者の状況(疑い含む)	ふりがな	☐ 男 ☐ 女 生年月日										
	氏名	職業 年齢										
	現住所	電話番号										
	本人との関係	養護者 ☐ 父 ☐ 母 ☐ 夫 ☐ 妻 ☐ 息子 ☐ 娘 ☐ 兄弟姉妹 ☐ 内縁関係 () ☐ その他 () 施設 ☐ 事業所名 () ☐ サービス種別 ()										
 初動対応会議 ※ 安全確認は児童虐待に準じて48時間以内を目安に行う												
会議出席者	管理職	担当者									その他	
虐待の可能性	身体的虐待	☐ 重度 ☐ 中度 ☐ 軽度				性的虐待	☐ 重度 ☐ 中度 ☐ 軽度					
	心理的虐待	☐ 重度 ☐ 中度 ☐ 軽度				ネグレクト	☐ 重度 ☐ 中度 ☐ 軽度					
	経済的虐待	☐ 重度 ☐ 中度 ☐ 軽度				☐ 虐待事案ではない → 終結の判断根拠を記載すること						
※ 重症度の判断はアセスメントシート(様式4)を参照する												
通報段階での緊急性の判断	緊急性の有無 判断した根拠(虐待の状況に基づき記載)											
	緊急保護の検討	☐ 契約による障がい福祉サービスの利用 ☐ やむを得ない事由等による措置 ☐ 医療機関への入院 ☐ その他(立入調査等)										
	緊急性なし	☐										
	・緊急保護の判断を行った場合には、対応方針検討会議(様式5)へ進み、当面の対応方針を検討する。											
初期対応	庁内関係部署	☐ 住民基本台帳 ☐ 高齢者 ☐ 児童 ☐ DV ☐ 生活保護 ☐ その他 ()										
	関係機関	☐ 相談支援専門員 ☐ 障がい福祉サービス事業所 ☐ 医療機関 ☐ その他 ()										
	本人	☐ 訪問調査(家庭訪問等) ☐ 電話 ☐ その他 ()										
	虐待者(疑い含む)	☐ 訪問調査(家庭訪問等) ☐ 電話 ☐ その他 ()										
終結の判断根拠												
※ 初動対応会議で虐待事案ではないと判断したときのみ記載し、それ以外是对応方針検討会議												

- ・聞き取った内容を基に初動対応会議を開催。
- ・R7 年度からはコアメンバー会議を初動対応会議に名称変更。

・警察通報は警察がすでに安全確認を行っているため、48 時間以内の安全確認は不要だが、それ以外の通報については 48 時間以内を目安として安全確認を行う。

・リスクアセスメントシート(様式4)を基に受理時の虐待種別、重症度を判断。
・「虐待事案ではない」の項目以外にチェックがついた場合は初期対応を行った後に対応方針検討会議(様式5)へ進む。

・「虐待の可能性」の項目の「虐待事案ではない」にチェックがついた場合は、「終結の判断根拠」の部分に具体的な根拠を記載し、終結する。
※特に養護者の定義に該当しない、障がいの定義ではない等を理由で虐待事案ではないと判断する場合はその具体的な根拠を記載し、該当する部署へ対応の引継ぎを行うなどして終結する。

・通報受理後、初動対応会議後に収集した情報をこの様式に落とし込み、本人情報や家族状況を把握する。

世帯状況シート																				様式3										
記入日		令和	年	月	日	記入者																								
本人の 状況	ふりがな											☐ 男 ☐ 女		電話番号																
	氏 名											☐ 不明		生年月日		年	月	日	年齢	歳										
	居所	☐ 自宅		☐ 施設		()										☐ その他		()												
	現住所																													
	障がい種別	☐ 身体障がい		☐ 知的障がい		☐ 精神障がい(発達除く)				☐ 発達障がい		☐ その他(疑い含) ()																		
	手帳	☐ 身体障がい者手帳()級				☐ 療育手帳()級				☐ 精神保健福祉手帳()級																				
	日中活動等	☐ 福祉サービス		()						☐ 職場		()						☐ その他		()										
	サービス利用 状況	☐ 総合支援法上				()						☐ 児童福祉法上				()						☐ 自立支援医療								
		☐ 地活事業				()						☐ 府・市事業				()						☐ その他		()						☐ 利用なし
	医療面	☐ 特別なケアを要する事項 ()										☐ 既往歴 ()																		
		☐ その他 ()										☐ 医療機関名 【 () 】																		
	経済状況	☐ 障がい年金		()		級		☐ 生活保護受給		☐ 就労		☐ その他 ()																		
	障がい支援区分	☐ 区分()		☐ 非該当		☐ 申請中		()		年		月		☐ 未申請		☐ その他 ()														
	行動障がい	☐ ①強い行動障がいがある (区分3、行動関連項目10点以上) ☐ ②認定調査を受けていないが①と 同程度の行動障がいがある ☐ ③行動障がいあり (①②に該当しない) ☐ なし ☐ 不明																												
		具体的 内容																												
成年後見等 利用状況	☐ 後見		☐ 補佐		☐ 補助		☐ 申立中		()		申立人		☐ 市長		☐ 親族等		☐ 利用なし													
特記事項																														
家庭状況	続柄	氏名				生年月日				年齢		職業・学年				特記事項														
被虐待者を取り巻く家庭の環境																														
【家族関係・居住状況など】 ジェノグラム・エコマップ等										【本人の生活状況】																				
凡例 ☐ 男 ☐ 女 ■●死亡 / 別居 // 離婚																														

- ・ 通報受理時、調査後のそれぞれの状況に応じて該当項目にチェックをつけ、虐待種別・重症度の判断を行う。そして対応方針検討会議（様式5）へ進む。
- ・ 事象のすべてがリスクアセスメントシートに該当する訳ではないため、近い項目において虐待種別、重症度を判断する。

リスクアセスメントシート					様式4	
氏名		受理時	令和 年 月 日	記入者		
		調査後	令和 年 月 日	記入者		
【記入方法】 通報または他機関から聴取した、もしくは直接確認した情報に基づき、該当する箇所に○を、未確認・疑いのレベルは△をつける						
【重度】 生命、心身の健康、生活に関する危険な状態が生じている ⇒迅速な事実確認調査、本人の安全確認を最優先に、緊急保護の検討が必要						
重度	身体的虐待	現在の虐待の状況		受理時	調査後	特記事項(詳細等)
		暴力的行為(平手打ち、殴る、蹴る、器物で叩く、器物を投げる、刃物で傷付ける等)により、 ・生命や身体の安全が危ぶまれるような状況が確認、もしくは予測される頭部外傷(血腫、骨折等の疑い)、腹部外傷(内臓損傷等の疑い) 等 ・身体のいずれかの部位に、入院を必要とする外傷・骨折・火傷、複数の痣がある		△	○	調査後、救急搬送先の病院にて器物で叩かれ頭部外傷を確認
		人体に有害な物質、又は処方されていない薬を与えられている				
		1日の大半をベッドや施設された部屋・押入れ等に拘束・監禁されている(ひも等でくくりつけられる)				
		処方内容に従わず、向精神薬等を不適切に投与される				
		一家心中(未遂を含む)に巻き込まれる				
		窒息の危険がある行為を受ける(首を手やひも等で締める、水につける、鼻と口を塞ぐ 等)				
		法定の労働安全・衛生が遵守されていない職場で働かしている(生命の危険がある、危険されるもの)				
	ネグレクト(放棄・放置)	脱水症状・栄養不足による衰弱がある(全身衰弱・意識混濁・急激な体重減少)				
		ケア不足等により、潰瘍や褥瘡が悪化している				
		生命に関わる必要な医療を受けさせてもらえない				
		生命にかかわる治療中の服用薬を飲んでいない、飲ませてもらえない、もしくは本人が医療行為を受けることを拒否する(宗教等を理由とする場合も含む)				
		ライフラインがすべて止まっている、衣類や食事が保障されていない				
	心理的虐待	著しい暴言や拒絶的な態度により、抑うつ状態や自殺企図にまでいたるなど、人格や精神症状に歪みが生じている				
		刃物等の凶器で脅す				
	性的虐待	性的な行為・わいせつな行為を受けている、又は強要されている(施設従事者等の恋愛感情に乗じた行為も含む)				
		性器の写真を撮られる等のはずかしめを受けている				
	経済的虐待	本人名義の多額の預貯金・財産が家族や同居人、親族、施設従事者等に不当に流用・処分されている				
		悪徳商法の業者に多額の金銭をまきあげられている(法43条 財産上の不当取引)※1				
	【中度】 今すぐに、生命の危険はないと考えるが、障がい者の心身の健康、生活に著しい影響が出ている ⇒迅速な事実確認調査、本人の安全確認を最優先に、保護の検討も行いながら速やかに対応策を検討する					
中度	身体的虐待	複数の打撲傷や傷痕(骨折痕も含む)がある				
		常時ではないが、向精神薬を過剰に服用させる、部屋に閉じ込める、つなぎ服を着せるなど身体拘束を行う(3要件の判断、必要な手続きがない)				
		外出・通信が著しく制限されている(自由に外出できない、自由に家族以外の人と話すことができない、長時間家の外に出されている)		△		調査後、外出を制限されている状況ではなかったことを本人より確認
		法定の労働安全・衛生が遵守されていない職場で働かしている(今すぐ生命の危険があるというのではないが、かなり重篤な状況)				

・ 通報受理時、ケガ等が直接又は間接的に現認できる場合は○とし、未確認・疑いの段階では△とする。調査後にケガ等を確認できれば、○に変更し、詳細を記載。

・ 通報受理時の段階では△だが、調査を行った結果、通報内容が確認されなかった場合、調査後は空白とし特記事項にその旨を記載する。

現在の虐待の状況		受理時	調査後	特記事項(詳細等)	
中度	ネグレクト (放棄・放置)	偏食・不衛生・不眠等によって著しい体重の増減、やせすぎ等の健康に明らかな問題があるのに放置する			
		同居する家族、同居人等はあるが、実質的な世話・介護者はいない			
		必要な医療・福祉サービスを受けることができない、もしくは制限されることがある			
		障がい特性等により、自ら安全を管理することが難しい本人が1人で外出しても放置するか、無関心である			
		家族、親族、同居人、家に入出入りする第三者、施設従事者等が行っている虐待を放置する(実際の虐待に該当する項目の重症度で判断)			
	心理的虐待	家族、同居人、施設従事者等の自傷行為等にさらされている			
		意思に反して宗教等を強要される			
		必要な医療・福祉サービスの内容を周囲が勝手に決める			
		障がいを理由に、異性との交際を禁じられている、もしくは交際する異性との関係を引き裂く			・一定期間とは概ね1ヵ月程度
		一定期間、無視・暴言・乱暴な扱い・締め出し・懲罰的な取扱いを受けている			
	性的虐待	性的な嫌がらせ、はすかしめを受けている(行為の程度により重度となる)			
		更衣やトイレ等の場面をのぞかれたり、撮影されたりする			
	経済的虐待	本人名義の預貯金・財産が家族や同居人、親族、施設従事者等に不当に流用・処分されている			
		悪徳商法の業者に金銭をまきあげられている (法43条 財産上の不当取引)※1			
		最低賃金以下(最低賃金除外申請を適切に行っていない)で働かせており、生活にかなり支障をきたしている状態			
【軽度】心身の健康、生活に影響が予想される ⇒本人の安全が確認されていれば、対応策を検討、モニタリング体制を整える					
軽度	身体的虐待	治療の必要はない程度の外傷がある			
		家族、同居人等から暴力をふるってしまうとの訴えがある(程度によって重度となる)			
		法定の労働安全・衛生が遵守されていない職場で働かせている(程度によって重度となる)			
	ネグレクト (放棄・放置)	健康問題が直ちに生じるほどではないが、衣食住の不適切さがある、又は入浴させないなど不衛生な状態にする			
		本人・周囲とも必要な医療や福祉サービスの内容を考えることができない			
		家族、親族、同居人、家に入出入りする第三者、施設従事者等が行っている虐待を放置する(実際の虐待に該当する項目の重症度で判断)			
	心理的虐待	無視・暴言・乱暴な扱い・締め出し・懲罰的な取扱いを受けた			
		外出・通信が自由にできない、行事への参加を制限されている			
		家族、同居人等の間にけんかや争いごとがしばしば起き、暴力や暴言にさらされている			
	性的虐待	性的な嫌がらせ、はすかしめを受けている(行為の程度により中度となる)			
	経済的虐待	本人名義の預貯金・財産が本人の了解なく家族や同居人、親族、施設従事者等に不当に管理されている			
		遺産相続等で差別的な扱いを受けている			
		最低賃金以下で働かせている(最低賃金除外申請を適切に行っていない)(程度によって重度となる)			
		悪徳商法の業者に接近されている (法43条 財産上の不当取引)※1			
	※1 法43条 毒誘者・従事者・使用者以外の財産上の不当利益については消費生活に関する担当部局、関係機関につなぐ				

※1 法43条 養護者・従事者・使用者以外の財産上の不当利益については消費生活に関する担当部局、関係機関につなぐ

・一定期間とは概ね1ヵ月程度を想定。

・この部分に○がつけば、リスクが高いため、緊急保護の検討を行う。

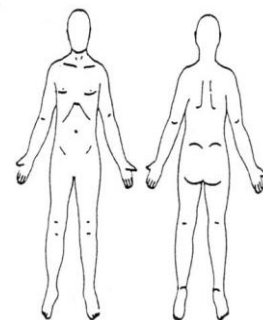
■虐待のリスク要因(本人の状況、虐待者の状況)

「事実確認項目」の列の太字で下線の項目に○がついた場合は、『緊急保護の検討』が必要

現在の虐待の状況		受理時	調査後	特記事項(詳細等)
本人の状況	過去の不適切な状況			
	虐待による入院歴、分離保護歴がある			
	DVIによる入院歴、分離保護歴がある			
	虐待の通報歴がある			
	恐怖や不安の訴え			
	怖い、痛い、怒られる、なぐられるなどの発言、その他()			
	保護の訴え	○		
	〇〇が怖い、何も食べていない、家にいたくない、帰りたくないなどの発言、その他()			
	強い自殺念慮			
	死にたいなどの発言、自分を否定的に話す、その他()			
	性的事柄の訴え			
	性器の写真を撮られたなどの発言、性感染症に罹患している(性器等の傷、出血、かゆみの訴え)、その他()			
	あざや傷の説明			
	つじつまが合わない、求めても説明しようとし、隠そうとする、その他()			
	金銭の訴え			
虐待者の状況	お金をとられた、年金が入ってこない、貯金がなくなったなどの発言、その他()			
	話のためらい			
	関係者に話すことをためらう、話す内容が変化、その他()			
	おびえ・不安			
	おびえた表情、急に不安がる、怖がる、人目を避けたがる、その他()			
	無気力さ			
	無気力な表情、問いかけに無反応、その他()			
	態度の変化			
	家族のいる場面いない場面で態度が異なる、なぜやいな態度、急な態度の変化、その他()			
	支援のためらい・拒否			
	援助を受けたがらない、新たなサービスは拒否、その他()			
	費用負担			
	サービス利用料が突然払えなくなる、サービス利用をためらう、その他()			
	その他			
	暴力、脅し等			
	刃物、ピンなど凶器を使った暴力や脅しがある、その他()			
	「何をするかわからない」「殺してしまうかもしれない」等の訴えがある、虐待者が本人の保護を求めているなど			
本人に対する態度	家族、同居人、施設従事者等からの拒否感の訴えがある			
	冷淡、横柄、無関心、支配的、攻撃的、その他()			
	「早く死んでしまえ」など否定的な発言、コミュニケーションをとろうとしない、その他()			
	関係者に対する態度			
	関係者と会うのを避ける、話しながらない、拒否的、他者に責任転嫁する、その他()			
精神状態・判断能力	虐待者の精神的不安定・判断力低下、非現実的な認識、その他()			
	その他			

・虐待種別以外にも虐待のリスク要因において、特に太字で下線の項目にチェックがついた場合はリスクが高いため、緊急保護を検討する。

虐待の全体状況



対応方針検討会議シート(養護者用)										様式5		
会議日		令和	年	月	日	時	分	～	時	分	記入者：	
会議出席者		障がい福祉課										
		虐待防止センター										
		その他										
事実確認結果	事実確認日	令和	年	月	日							
	本人の意向											
	虐待者の意見											
	虐待の状況	・リスク判断しやすいように重症度の項目を追加。 ・事実確認結果等を踏まえて虐待判断を行い、判断した根拠も記載すること。 ・身体拘束の有無にもチェックをつけること（国調査項目）。										
虐待の判断	虐待類型	重症度	判断根拠(上記 事実確認結果、アセスメントシートに基づき虐待の有無を判断)									
	☐ 身体的虐待		☐ 身体拘束あり ☐ 身体拘束なし									
	☐ 性的虐待		・この項目にチェックがつくということは何かしらのリスクが存在することになるのでモニタリングする等の対応を行う。 ※「現段階では判断できない」という理由で終結しないこと									
	☐ 心理的虐待											
	☐ ネグレクト											
	☐ 経済的虐待											
	☐ 現段階では判断できない	→当面の対応方針 ⑤か⑦を選択し、様式6へ										
☐ 虐待なしと判断	→終結欄に判断根拠を記載し、終結すること											
緊急性の判断	緊急性の有無(及び緊急保護等を行うこと)を判断した根拠(虐待の状況、要因に基づき記載)											
	緊急保護の検討	☐ 契約による障がい福祉サービスの利用	・分離すれば、すぐに終結せずにモニタリング(様式6)を行い、分離後の生活が一定期間安定していることを確認し、終結すること。									
		☐ やむを得ない事由等による措置										
		☐ 医療機関への入院										
		☐ その他										
☐ 現時点では認められない	→当面の対応方針 ①～⑦を選択											
当面の対応方針	☐ ①養護者が介護負担軽減等のための事業に参加 ☐ ②被虐待者が新たに障がい福祉サービスを利用 ☐ ③既に障がい福祉サービスを受けているが、サービス等利用計画を見直し ☐ ④被虐待者が障がい福祉サービス以外のサービスを利用 ☐ ⑤定期的な見守り(モニタリング)の実施 ☐ ⑥本人や養護者等に対する助言・指導 ☐ ⑦その他:()											
	→様式6へ ※複数選択可 ※サービスが定着していることやリスクが軽減していることを確認してから終結すること											
	→継続の場合は様式6へ 終結の場合は終結欄へ											
	終結	判断根拠	・終結となれば、必ず判断根拠を記載すること。 ・養護者の管理票(様式1)の終結年月日に終結日を記載する。									
		引継ぎ先/内容										

対応方針検討会議シート(従事者用)												様式5
会議日		令和	年	月	日	時	分	～	時	分	記入者：	
会議出席者		障がい福祉課										
		虐待防止センター										
		その他										
事実確認結果	事実確認日	令和	年	月	日							
	本人の意向											
	虐待者の意見											
	虐待の状況	・リスク判断しやすいように重症度の項目を追加。 ・事実確認結果等を踏まえて虐待判断を行い、判断した根拠も記載すること。 ・身体拘束の有無にもチェックをつけること（国調査項目）。										
虐待の判断	虐待類型	重症度	判断の根拠(上記 事実確認結果、アセスメントシートに基づき虐待の有無を判断)									
	☐ 身体的虐待		☐ 身体拘束あり ☐ 身体拘束なし									
	☐ 性的虐待		・この項目にチェックがつくということは何かしらのリスクが存在することになるのでモニタリングする等の対応を行う。 ※「現段階では判断できない」という理由で終結しないこと									
	☐ 心理的虐待											
	☐ ネグレクト											
	☐ 経済的虐待											
	☐ 現段階では判断できない		→当面の対応方針									
☐ 虐待なしと判断		→終結欄に判断根拠を記載し、終結すること										
緊急性の判断	緊急性の有無(及び緊急保護等を行うこと)を判断した根拠(虐待の状況、要因に基づき記載)											
	緊急保護の検討	☐ 契約による障がい福祉サービスの利用	・分離すれば、すぐに終結せずにモニタリング(様式6)を行い、分離後の生活が一定期間安定していることを確認し、終結すること。									
		☐ やむを得ない事由等による措置										
		☐ 医療機関への入院										
☐ その他												
☐ 現時点では認められない												
当面の対応方針	☐ ①被虐待者が新たに障がい福祉サービスを利用 ☐ ②既に障がい福祉サービスを受けているが、サービス等利用計画を見直し ☐ ③障がい福祉サービス以外のサービスを利用 ☐ ④定期的な見守り(モニタリング)の実施 ☐ ⑤現在の支援内容を継続 ☐ ⑥施設等に対する指導 ☐ ⑦施設等からの改善計画の提出依頼 ☐ ⑧虐待を行った障がい者福祉施設従事者への注意・指導 ☐ ⑨その他:()											
	→継続の場合は様式6へ 終結の場合は終結欄へ ※複数選択可 ※サービスが定着していることやリスクが軽減していることを確認してから終結すること											
	終結	判断根拠	・終結する際には判断根拠を必ず記載。 ・虐待判断した日時を従事者の管理票(様式1)に記載。また虐待ありとなれば、従事者の管理票(様式1)の事業者指導担当への報告日、17条報告日を記載し、終結すること。									

・虐待ありの判断後の対応や終結が曖昧な市町村が多く見受けられたため、様式6を活用しながらモニタリングを行い、リスクが無くなった又はリスクが軽減したことを確認し終結すること。

モニタリングシート（ 回目 ）										様式6
モニタリング開始日		令和	年	月	日	記入者：				
身体的虐待	☐ 重度	☐ 中度	☐ 軽度	性的虐待	☐ 重度	☐ 中度	☐ 軽度			
心理的虐待	☐ 重度	☐ 中度	☐ 軽度	ネグレクト	☐ 重度	☐ 中度	☐ 軽度			
経済的虐待	☐ 重度	☐ 中度	☐ 軽度	☐ 現段階では判断できない						
モニタリングの目的										
☐ 虐待ありの判断後、新たな事象や今後の虐待の再発がないか確認するため										
☐ 虐待ありの判断後、緊急保護を行い、分離後、虐待者からの接触等がなく、安定した生活ができているか確認するため										
☐ 新たなサービスの導入、またはサービス等利用計画の見直しを行い、定着状況を確認するため										
☐ 対応方針検討会議の段階では、虐待の判断ができなかったため、その後の状況把握を行い、判断するため										
☐ その他：										
現段階での課題・リスク等					具体的な支援内容					
本人	・モニタリングの目的を明確にし、担当者の意識付けのため、開始時に対応方針検討会議（様式5）で判断した虐待種別、重症度等やモニタリングの目的、現段階（モニタリング開始時）での課題やリスク等、具体的支援内容を記載し、モニタリングを行う。									
養護者										
その他										
↓										
評価日	令和	年	月	日	記入者：					
出席者	障がい福祉課									
	虐待防止センター									
	その他									
モニタリング結果（現在の状況）					確認日・確認機関					
本人	・モニタリングの結果を記載し、確認日や確認した機関名を記載。 ・新たな支援課題やリスクが出てきた場合は下記の欄に記載し、モニタリング評価を行う。									
養護者										
・虐待の可能性が高くなった場合や新たな事象が出てきた場合は対応方針検討会議を開催し、虐待判断を行い、対応方針を決める。										
新たな支援課題・考えられるリスク等										
・モニタリング継続の場合は次回の評価予定日を記載し、2 回目のモニタリングとして、再度様式6を使用し、モニタリングを行う。										
モニタリング評価	☐ 虐待の可能性が高い → 対応方針検討会議（様式5へ）				次回 モニタリング 予定日	令和 年 月 日				
	☐ 虐待の疑いあり → モニタリング継続									
	☐ その他：									
	☐ 虐待事案終結（状況改善等で虐待なしと判断した場合）									
終結	判断根拠	・終結となれば、必ず判断根拠を記載すること。 ・管理票（様式1）の終結年月日に終結日を記載する。								
	引継ぎ先／内容									

モニタリング開始時に記入

評価時に記入

障がい者虐待対応マニュアル

平成27年度 大阪府障がい者虐待対応ワーキング

政令市	大阪市・堺市
豊能	豊中市
三島	茨木市
北河内	交野市
中河内	東大阪市
南河内	羽曳野市
泉州	岸和田市
オブザーバー	大阪府障がい者自立相談支援センター 大阪府こころの健康総合センター
事務局	大阪府福祉部障がい福祉室 地域生活支援課 生活基盤推進課 自立支援課

平成28年3月 作成	平成28年9月 改訂
平成30年7月 改訂	令和3年1月 改訂
令和5年9月 改訂	令和7年3月 改訂

障がい者虐待対応様式改訂

令和6年度 大阪府障がい者虐待対応マニュアル様式改訂検討会

参画市町村	堺市 岸和田市 吹田市 高槻市 茨木市 八尾市 泉佐野市 箕面市
アドバイザー	大阪弁護士会
事務局	大阪府福祉部障がい福祉室 障がい福祉企画課 生活基盤推進課

令和7年3月 改訂

大阪府障がい者権利擁護センター（大阪府福祉部障がい福祉室）

電話番号 06-6944-6271

ファックス 06-6942-7215

ホームページ <https://www.pref.osaka.lg.jp/chiikiseikatsu/shogai-chiki/gyakutaibousihou1.html>



大阪府 障がい者虐待防止のための取り組み

検索